
監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県議会議長、長崎県知事及び長崎県教育委員会教育長から平成26年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月15日

長崎県監査委員	石橋和正
同	砺山和仁
同	中村和弥
同	山田朋子

H27-30000-01861
H27-01090-04363
27教総第297号
平成27年12月28日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 中村 和弥 様
長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県議会議長 田中 愛国

長崎県知事 中村 法道

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 1 【総論】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.20	議会事務局	<p>1. 按分の考え方について（意見） 政務活動費は、実費充当の原則により費用を充当すべきであるが、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合等については、按分の考え方を次のように運用指針に明記している。</p> <p>1 総論 (2) 按分の考え方 議員活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と政務活動が渾然一体となり多岐にわたっている。これらのことから、政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するなど、それらの活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあつては、適切な割合又はそれぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合は1/2の割合を限度として按分した額を充当できるとし、その基準は「2 調査研究費」から「1 1 人件費」までに定めるとりとする。</p> <p>このように、議員が行う活動が渾然一体となり多岐にわたるため、全額を充当することが不当で、それぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合には1/2を限度に按分し充当できる旨を記してある。 以上のように、「政務活動」を按分の基準の活動と捉える方法をとっているが、例えば平成19年4月26日仙台高裁判決を参考に、まず、明確に区分できる経費があればそれを除外し、その上で、残りを政務活動とそれ以外の活動について適切な割合で按分することを明記することなどを検討する必要があると思われる。</p> <p>（参考）仙台高裁の例 【監査結果報告書20頁参照】</p> <p>なお、透明性の確保の観点から及び過去の判例にもあるように、支出金額の全額を政務活動費として充当する場合には、証拠書類を整理保管し、説明を求められた場合の説明責任は議員（又は党派）が負うことになる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>按分充当の考え方については、平成28年度から、政務活動の経費でないとして明確に区分できる経費を除外した上で残りを適正な割合又は上限1/2で充当すること、及び活動時間、利用面積、活動の種類数等による按分が望ましく、安易に1/2としないことを手引に規定するよう見直しを行いました。また、領収証に内訳が記載されていない場合は、経費の内訳が分かる書類を添付するよう見直しを行いました。</p>	
p.21	議会事務局	<p>2. 親族等との取引について 今回、監査に当たり収支報告書・添付領収書等の確認を行ったところ、主に人件費、事務所費、さらに広聴広報費においても、経費の支出先が親族又は親族が経営する企業である場合が見受けられた。政務活動費の支出先が親族等である場合には、他者との取引である場合以上に、その支出内容及び支出金額の妥当性については、より慎重を期すべきであり、運用指針及びその解説においても例示が記載されている。しかし、今回調査した結果、その支出の妥当性を立証し得るだけの証拠書類の整理保管が不十分である場合が散見された。</p> <p>(1)事務所費（結果） 事務所費の場合、運用指針において「自己所有（家族名義を含む）の場合は、賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。」と明記され、又同解説においては、次のような記載がある。 Q親族所有物件、また議員個人が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出に関する考え方は、 A親族所有物件、また議員自身が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出については、慎重に対応することが望ましい。 【参考 「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について（平成20年7月23日）」 全国都道府県議会議長会】 「議員本人及び生計を一にする親族等からの賃借は認められない。また、議員の関連会社等、政治団体（後援会）の所有又は賃借する建物の一部を賃借する場合は、 原則として議員個人が契約主体となること 賃貸借契約書が作成されており、銀行振り込みや領収書等の証拠書類が発行されるなど適切な処理がなされていること、 関連会社等、政治団体（後援会）の会計処理上、収入として計上され適切な処理がおこなわれていることが必要」</p> <p>このように、その支出の妥当性については、他者との取引に関する場合と比べても、より明瞭な説明責任が存在すると言え、万人が納得し得るだけの証拠書類の整理保管が必要だと考えられるが、不十分な場合が見受けられた。説明責任を果たすべく、より慎重に対応すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>親族等との取引については、平成28年度から、領収証等添付様式に「親族関係等の有無」の記載欄を追加すること、及び親族等との取引に関する申立書を提出するよう見直しを行いました。併せて、事務所費への充当については、平成28年度から、事務所状況報告書で所有形態（親族関係等）、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠等を明らかにして報告すること、及び全額充当・按分充当どちらの場合も賃貸借契約書を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.21	議会事務局	<p>(2)人件費（意見） 人件費においても、運用指針において「同一生計を営む親族の人件費に充当することはできないものとする。」と明記されているが、同一生計以外の親族に対する人件費支出についても、例えば同じ敷地内の別棟に居住する親族を雇い入れる等、生計を一にする場合と同等と考えられる場合等については、親族以外の者を雇い入れる場合以上に、より明瞭な説明責任が存在すると考えられる。そのことから、同一生計以外の親族の人件費については、当該親族の勤務状況が正確に把握できるだけの証拠書類（出勤簿及び勤務日報等、勤務実態及び勤務内容が客観的に分かる資料）の保存等を検討することも必要と思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>親族等との取引については、平成28年度から、領収証等添付様式に「親族関係等の有無」の記載欄を追加すること、及び親族等との取引に関する申立書を提出するよう見直しを行いました。併せて、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親族関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 1 [総論]

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.22	議会事務局	(3)その他(意見) 事務所費、人件費以外の経費についても、支出先が親族等である場合には、その支出の内容及び金額の妥当性について、より明瞭な証拠書類の保存が必要であると言える。 今回、広聴広報費において、広報誌の印刷を親族が経営する企業に依頼している場合が見受けられたが、その金額の妥当性について確認し得る資料等の保存がなされていなかった。当該金額の妥当性等を立証できるように、作成した広報誌の現物・印刷部数及び単価の把握はもちろんのこと、配布数が把握できる証拠書類も保存すべきであったと言える。 今後、説明責任を果たすべく、より明瞭な証拠書類の保存基準について検討を行う必要があるものと思われる。	(措置済) 親族等との取引については、平成28年度から、領収証等添付様式に「親族関係等の有無」の記載欄を追加すること、及び親族等との取引に関する申立書を提出するよう見直しを行いました。 併せて、広報誌については、平成28年度から、領収証とともに、部数及び単価が記載された書類、印刷物の現物を提出するよう見直しを行いました。	
p.23	議会事務局	3. 懇親会費等、食糧費の支出について (1)会議との一体性等について(意見) 懇親会等の食糧費支出を、政務活動費で充当することは、当然に慎重を期すべきであり、その支出の妥当性については、明確な根拠がなければならない。 食糧費に関しては、政務調査費から政務活動費へ移行したこともあり、運用指針においては、平成24年度までと平成25年度では、その考え方に変化が見られる。 平成24年度までの運用指針においては、調査研究費の例示としては(ア)交通費(イ)宿泊費が挙げられており、ここでは交付規程別表の調査委託費については触れられていない。 研修費の例示としては、研修会参加のための交通費、宿泊費の取り扱い、参加費会費の取り扱い、交通費を除く経費については領収書を添付するものとするが記載されている。 そして会議費については、会議等へ出席のための交通費、宿泊費等の取り扱い、懇親会費等の取り扱い、交通費を除く経費については領収書を添付するものとするが記載されている。 運用指針の「政務調査費の運用に関する説明資料」において、調査研究費(交通費)の細かな取り扱い、研修費(会費)の取り扱い、そして会議費(食糧費)の取り扱いを例示している。 ここまで確認して、食糧費については、会議費の項目においてのみ記載があり、調査研究費や研修費においては、交付規程別表、運用指針の項目別充当指針すべてにおいて具体的にその記載がなされていない。 運用指針においては、会議費における懇親会費等について「会議との一体性を有する必要がある」旨が明記され、又、政務調査費を充当することが適切な経費の中の(5)において、政務調査活動に寄与しない団体への会費等の経費項目の一つに、「親睦又は飲食だけを目的とする会合の会費」、「意見交換を伴わない会合の会費」という項目がある。 つまり、定期総会後の懇親会、祝賀パーティーや、議員自身が開催する県政報告会等の会議の際に提供する食糧費以外の食糧費については、会議との一体性を有しない場合や、意見交換を行っていない場合、調査研究費や研修費として食糧費を充当することができないということになる。 平成25年度に政務活動費となったことに伴い、調査研究費、研修費、会議費の範囲も異なることとなり、その際に会議費においても従来項目に住民相談会等に要する経費を加えた「議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費」と「団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」という項目が追加された。 平成25年度は、懇親会の費用が研修費と会議費(自身開催だけでなく外部会議への参加が含まれた)に記載され、運用指針において、「・・・各種会議と一体性をもって開催される場合に5千円を限度として充当できるものとする。」とされた。つまり、各種会議との一体性ということが重要な判断ポイントとされている。 また、運用指針説明資料において、支出に適さない費用として「飲食・会食を主目的とする各種会合」という項目が挙げられている。 以上のことから、懇親会費等の食糧費支出については、各種会議との一体性、又は、飲食、会食を主目的とする会合が否かということが、当該支出の妥当性における判断基準となると言えるが、妥当性について判断が難しいケースも存在するので、再度支出の妥当性について確認すべきである。	(措置済) 会議等との一体性については、平成28年度から、懇親会が会議に付随して行われたことが分かる開催案内、式次第等を提出すること、及び忘新年会、慰労会等社会通念上親睦のために開かれるものは、昼間に公的団体の主催するもの以外は原則として充当不可とするよう見直しを行いました。	
p.24	議会事務局	(2)飲食店の領収書による充当について(意見) 今回調査した結果、一部の議員ではあるが、飲食店の領収書のみを添付等により、会議の内容が不明確な食糧費の支出が多く見受けられた。運用指針解説においては、「バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」は支出に適さない事例として記載されている。 運用に係るQ&Aにもあるように、懇親会が食事自体を目的とするものでなく、会議に伴うものとして政務活動に避けがたく付随していることが必要であると言ったことを鑑みれば、平成18年4月の東京地裁判決等にもあるが、政務活動のための会議等を行う場所として、バー・スナック・居酒屋等は適切な場所と言えず、飲食店で会議等は、社会通念上、必要性や相当性が認められなければならないと考えられ、又、運用指針において飲食店の領収書では充当不可を明記している他の自治体もあることを踏まえて、添付する領収書は、当該会議自体が発行した会費の領収書であるべきであって、いくら飲食店で会議を行ったと言っても、その場所で会議を行う特段の必要性や相当性が説明できない限り、飲食店が発行した領収書による充当をすべきではない。 現状、バー・クラブ以外の店舗における飲食については、運用指針において支出に適さない事例として明確化されていないこともあり、議員の判断と説明責任のもと充当されているが、より厳格な適用をするための措置を講じるよう検討を行うべきと考える。	(措置済) 懇親会の会費については、平成28年度から、飲食店等の領収書による政務活動費の充当は不可とし、会合の主催者が発行した領収書のみを充当とするよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 1 【総論】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.25	議会事務局	<p>4. 調査研究費における交通費（燃料代）の取り扱いについて（意見）</p> <p>調査研究費の用途は、「県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む）及び調査委託に要する経費」とし、運用指針及び同解説において、詳細な取扱いについて例示がなされている。</p> <p>交通費に関しては、平成24年度までは領収書の添付に代えて、活動報告書を添付することにより、議員自身の選挙区内で日額5千円、選挙区外及び県外については日額8千円とする定額制と燃料代の支払額を1/2の割合により按分した額を上限として充当する方法の選択制が採られていたが、平成25年度からは、日額定額制が廃止され、自家用車を利用した場合は、政務活動のために移動した距離に、職員の旅費に関する条例に定める車賃単価（25円/km）を乗じて得た額を活動報告書兼支払証明書に記載し全額を充当する方法と、燃料代の支払額を1/2の割合により按分した額を上限として充当する方法の選択制となった。</p> <p>今回調査した結果、一部の議員であるが、平成25年度において活動報告書兼支払証明書への記載により交通費を計算し政務活動費を充当しているが、その交通経路等について、あまりにも不自然な記載がある場合が見受けられた。</p> <p>また、活動報告書ではなく、実際の燃料代の領収書を添付し、その1/2を交通費として政務活動費を充当しているが、その金額から計算すると、あまりにも膨大な移動距離となる場合もあった。</p> <p>以上のことにより、領収書の添付に代えて活動報告書兼支払証明書により交通費を充当する場合には、不自然な交通経路等が存在しないか、より厳密なチェック体制の構築が必要と言え、又、実際の燃料代の領収書を添付する場合においても、その活動を裏付ける証拠として、移動距離の計算を少なくとも、活動記録の作成・添付などについて検討が必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>交通費（燃料代）の取扱いについては、平成28年度から、自動車に関する報告書で車両ナンバー、所有者、主たる使用者を明らかにして報告してもらうこと、及び活動報告書兼支払証明書に「政務活動を行った者」の記載欄を設けて議員の活動と職員の活動を区別するよう見直しを行いました。</p>	
p.26	議会事務局	<p>5. 資料購入費について（意見）</p> <p>資料購入費に関しては、その用途が運用指針において下記のように示されている。</p> <p>「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」とされており、書籍や新聞等の資料（電子書籍等電子データも含む）の購入及びオンラインサービスにおける会費等に政務活動費を充当することができる。</p> <p>なお、図書等の購入にあつては、領収書添付様式に書籍名を明示（電子データによる購入の際も同様）することが必要である。</p> <p>しかしながら、提出された収支報告書等を調査した結果、資料購入費として充当することに疑問が生じる書籍等の購入が散見された。</p> <p>あくまで資料購入費として支出できる経費としては、議会審議に必要な知識を得るための情報収集を目的とした図書・資料等の購入に限定されるべきであつて、単に一般教養を高めたりするための図書等の購入に関してまでも充当することにはならないのではないかと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告してもらうこととするよう見直しを行いました。</p>	
p.26	議会事務局	<p>6. 事務所費について（意見）</p> <p>事務所費に関しては、その用途が運用指針において下記のように示されている。</p> <p>「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」とされており、議員が政務活動に使用する事務所等の賃借料には政務活動費を充当することができる。</p> <p>なお、後援会事務所等と政務活動のための事務所を兼用する場合等、政務活動以外の活動にも使用する事務所については、面積、活動時間等による按分もしくはそれらにより明確に区分できない場合は1/2の割合により按分した額を上限として充当することができる。</p> <p>しかしながら、提出された収支報告書等を調査した結果、事務所費として全額充当されているものが散見された。</p> <p>基本的に、議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、そのため事務所費の全額を政務活動費に充当する場合には慎重に対応する必要がある。</p> <p>従って、事務所の設置、管理に要した経費について、政務活動に要した経費とそれ以外の活動に要した経費とを按分することなく、その全額を政務活動費に充当する場合には、それ相応の理由と利用実態を表す根拠資料の提示を求めるべきであると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>事務所費への充当については、平成28年度から、事務所状況報告書で所有形態（親族関係等）、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠等を明らかにして報告してもらうこと、及び全額充当・按分充当どちらの場合も賃貸借契約書を提出してもらうこととするよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 1 【総論】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.27	議会事務局	<p>7. 人件費について（意見） 人件費については、その使途が運用指針において下記のように示されている。 「議員（又は会派）が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされており、政務活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあっては1/2の割合により按分した額を上限として充当することができる。 今回、提出された収支報告書等を調査した結果、人件費の全額を政務活動費として充当されているものが散見された。 上記の事務所費と同様に、議員活動の特性を鑑みれば、実態に応じた適切な按分をすることが前提と考えるが、ここで、運用指針解説にある次の解説文の解釈が問題となる。 「～なお、人件費全額へ政務活動費を充当する際には、職員の業務に政務活動以外の業務が含まれていないこと等の確認のため、領収書等に併せて雇用契約書の写しを提出することが必要である。」 この解説文を基に、提出された雇用契約書の職務内容に「政務調査活動補助」等と記載されていることを確認の上で、人件費の全額を政務活動費として充当されている。 しかし、事務補助職員の人件費の実態確認のため、雇用契約書の他、賃金台帳、勤務実績簿（出勤簿・タイムカード等）、勤務日報等の提出を任意で求めたところ、人件費の全額を充当している場合においても、書類が作成されていない等のケースがほとんどであった。 運用指針解説の 会計処理において、次のように記載してある。</p> <p>3. 会計帳簿等の整備 (1)整備することが望ましい帳簿類 会計帳簿の種類や様式についての規定はないが、整備することが望ましい会計帳簿類は下記のとおりである。 ・ 会計の状況を記録した帳簿類（預金・現金出納帳、総勘定元帳等） ・ 領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等） ・ 事務職員等の勤務実績簿、賃金等支払台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え</p> <p>これは、証拠書類等の整理保管を求めた、交付規程第6条の詳細を述べたものであり、このような帳簿類の整備保存を依頼していることを鑑みれば、勤務実態に応じて人件費を政務活動費に充当することが本来の主旨であると考えべきであり、決して領収書等に併せて雇用契約書を提出することのみが、人件費の全額を政務活動費として充当する絶対条件ではないと考えべきである。 以上により、人件費の全額を政務活動費として充当する場合には、雇用契約書の提出のみならず、勤務日報等、当該事務補助職員の勤務実態が把握できる資料の提出を求めよう検討すべきである。</p> <p>また、1名の議員で常勤者の複数名分を人件費として充当している者が一部の議員ではあるが存在している。 議員における人件費の使途基準は、交付条例別表2において「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされている。 現在、多くの議員が事務補助職員としては1名以下（人件費が充当されていない議員も複数存在する。）の人件費のみ充当しており、公平性の観点から及び使途基準の本旨を鑑み、複数名を雇用する場合には、それ相応の理由と勤務実態が把握できる資料の提出を求めよう検討すべきであると言える。 又、例えば2名を雇用する場合において、各人の人件費の1/2を限度として充当した場合には、結果的に1名分を全額充当した場合と同等の充当額になることも考えられることから、複数名雇用する場合の勤務実態に応じた按分・充当の基準についても検討の必要があると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で種類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.28	議会事務局	<p>8. 会計帳簿等の整理保管について（結果） 上記でも一部触れたが、会計帳簿等の整理保管については、交付規程第6条に規定しており、又、運用指針解説においても説明がされている。</p> <p>会計処理 1. 会計帳簿等の整理保管 (1) 保管期間の定め 会派の政務活動費経理責任者又は議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。【交付規程第6条】したがって、会派が解散等により消滅した場合であっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならない。</p> <p>なお、整備することが望ましい帳簿類についても、上記記載のとおり、会計の状況を記録した帳簿類が掲げられている。 今回、監査により会計帳簿類（現金出納帳、総勘定元帳等）の提出を任意に依頼したところ、9名の議員において会計帳簿が作成されていなかった。 これは、明らかに規程違反である。確かに交付条例において会計帳簿の提出義務がないが、その支出内容を明確にするために重要な書類であることもあり、整理して保管する義務を課しているのである。 主旨を理解し、規程に従って、正確に会計帳簿を調製し、整理保管すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>会計帳簿については、平成28年度から、会計帳簿の様式を定めて提出すること、及び整理保管が必要な書類を「会計帳簿」「証拠書類」「整備保管することが望ましい書類」の3つに区分するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 1 【総論】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.29	議会事務局	<p>9. 議員が役員等に就任している団体の会合等への出席に係る経費について（意見） 今回、収支報告書及び領収書等を調査したところ、一部の議員であるが、調査研究費や会議費において、当該議員が役員等に就任している団体の会合等への出席に係る交通費等が充当されているものが散見された。 役員等に就任している団体の会合等への出席は、議員の立場ではなく、あくまで当該団体の役員等としての立場で出席している可能性がある。この場合例えそこで意見交換等が行われたとしても、そもそも議員が役員等として出席し役員等として発言しているのである。 たとえ役員としての立場ではなく、議員の立場で会合等に出席し、意見交換を行っている場合も、活動内容が客観的にわかるような措置を講じるなど、検討する必要があると思われる。</p>	<p>（措置済） 役員等に就任している団体の会合等への出席に係る経費については、平成28年度から、理事会・役員会・総会への出席の場合、たとえその場で議員として意見交換したとしても充当不可とすること、及び理事会等以外の会合等への出席の場合、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。また、役員等でないが会員となっている団体の会合等への出席についても、平成28年度から、出身校・職業・資格等から会員になっている場合は充当不可とするよう見直しを行いました。</p>	
p.29	議会事務局	<p>10. 今後の取り組みについて（意見） 以下、各論として各議員別及び会派別の監査結果及び意見を述べるが、これらの疑義が生じた原因について考察してみる。 当該政務活動費制度の法的構成は、概要でも述べたとおり、地方自治法を基に交付条例・交付規程があり、運用面においては運用指針が存在する。しかし、当然に当該運用指針は全ての事項について網羅されている訳ではなく、この運用指針に記載がないケースについては、根本にある当該制度の制定趣旨（地方議会活性化のための審議能力の強化、調査研究活動基盤の充実）を鑑みて充当が可能か否かを判断すべきことになる。 しかし、今回監査を行った全体的な感想としては、各議員において、誠実に政務活動を行った結果としての支出について充当をしていると考えられるが、判断が難しい場合等において、当該制度の制定趣旨まで踏まえて、充当の相当性について考察しているとまでは言い切れない。 とかくグレーゾーンが多いと言われる政務活動費であるが、今後運用指針を改訂する場合においては、より当該制度の制定趣旨を理解した上での内容にすべく、第三者機関として有識者による運用指針検討委員会開催等を視野に入れ、より精度の高い運用が成されることを切に願うものである。</p>	<p>（措置済） 今年度、政務活動費の透明性を高め、より精度の高い運用がなされるよう、指摘や意見をいただいた項目について必要な見直しを行い、提出書類を大幅に増やすなど、政務活動費運用指針の改訂を行いました。改訂後の運用指針は、平成28年度の政務活動費から適用することとしています。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.34	議会事務局	<p>< 1 > 議員</p> <p>(1) 研修費等に含まれている懇親会費 平成23年度及び平成24年度分（意見） 以下の経費については、親睦又は飲食だけを目的とする会合の会費に該当するおそれがあり、再度精査が必要である。</p> <p>平成24年11月30日：連立会派副座長 懇談会費として10,000円支出のうち5,000円を充当 連立会派の会合であるが、会合の目的が領収書に未記載であり、内容が不明瞭</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年3月12日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、政務活動ではあったが飲食・親睦目的と誤解されるおそれがあるとの理由で、研修費5,000円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた5,000円について、平成27年3月18日に納付がなされました。</p>	
p.35	議会事務局	<p>平成25年度分（意見） 平成25年度においては、団体等の会議との一体性がある懇親会に加え、議員として参加する式典の費用について政務活動費への充当ができることとされたが、下記支出については、会議との一体性が希薄なものが親睦及び飲食が主目的と考えられるので、政務活動費への充当について精査が必要と考える。</p> <p>平成25年4月24日： （飲食店） 飲食代として、領収金額20,000円のうち5,000円を充当 「支部校区役員と県政に関する意見交換会」とあるが、議員側が記入しており、又、飲食店の領収書である。会議に避けたく付随する懇親会とは思われず精査が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、懇親会の会費については、平成28年度から、飲食店等の領収書による政務活動費の充当は不可とし、会合の主催者が発行した領収書のみ充当可とするよう見直しを行いました。</p>	
p.36	議会事務局	<p>(2) 平成25年度の調査研究費について（意見） 平成25年度からは、交通費について平成24年度までの定額から実費に変更になっている。当該議員はタクシーの利用があり内訳明細を添付しているが、これを確認すると、夜20時以降に繁華街である銅座より自宅兼事務所である 町まで、2名から4名の複数名でタクシーの利用をしていることが複数回あり、どのような政務活動に関するものか内容が確認できない。 再度内容を精査し、確実に政務活動と関連がない交通費に関しては、充当額から除外すべきであると言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、タクシーの利用については、平成28年度から、請求書払いの場合で理由を記載しないときは、23時から翌朝6時までの利用を除外した上で1/2充当とするよう見直しを行いました。</p>	
p.37	議会事務局	<p>< 2 > 議員</p> <p>(1) 人件費（意見） 当該議員の過去3年度間における人件費の支出及び充当状況は次のとおり。 【監査結果報告書38頁参照】</p> <p>このように、事務職員B及びDについては、平成23年度は支出額の1/2を充当していたが、平成24年度及び平成25年度においては、その全額を充当している。 これは、平成24年度から当該2名分の雇用契約書を添付したことによると考えられる。 任意に提出頂いた資料の中で、出勤簿は確認できたが、業務日報等はなく、実際の業務内容は確認できていない。 この件について、当該議員からの説明としては、「平成23年度までのB、Dについては、後援会活動、政務活動業務をおこなっていたが、平成24年度より通年議会が導入されたこと等により、議会活動や公務活動が活発となったため、2名（B、D）を政務活動専従者とした。どちらも常勤しているわけではなく、必要に応じて、Bは現場周りで、議員の政務活動に同行する一方で、議員が議会開会中で動けない場合に議員に代わって県・市の職員と協議したり、現場調査を担当している。Dは政務調査に係る県に提出する全ての書類等の作成を担当している。」とのことであった。 確かに、B、D共に短時間勤務であり、勤務内容としては当該議員の意見通りとしても問題ないと考えられる。しかし、B、Dが政務活動専従者と言う事であれば、他の非常勤勤務である2名（C、E）についても支給額の1/2を充当していることについては、勤務実態に応じた按分とは考えるには疑問がある。 結果的に、非常勤C、Eについて1/2を按分充当したことにより、合計すると1名が常勤した場合と同様の金額が充当されることとなる。 運用指針においては、1/2を限度に充当することを認めているが、他に全額を充当する者がいる場合等においては、兼務する事務職員の勤務実態に応じ、適正な額を按分充当することが望ましいと言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.39	議会事務局	<p>(2) 資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。</p> <p>平成25年8月8日 「声に出して読みたい親鸞」 1,470円 平成24年5月15日 「しごとば 東京スカイツリー」 1,890円 平成24年5月17日 「ひさし伝」 3,150円</p> <p>資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかがどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.40	議会事務局	(3)調査研究費（意見） 当該議員は、議員の他に「長崎県 協会会長」の役職に就いている。 今回、提出された領収書等の確認を行ったが、平成23年7月10日及び平成24年7月15日に長崎県 フェスティバルに出席し、定額の調査研究費が8,000円充当されている。調査相手先は、県・競技力向上対策課課長補佐他（平成23年度）県教育委員会参事（平成24年度）となっているが、たどえそこで意見交換が行われていたとしても、当該活動は、長崎県 協会会長としての職務として招集した可能性があり、定額の調査研究費の充当について、精査が必要であると考ええる。 また、平成24年9月16日平成24年度長崎県高等学校体育連盟 専門部部長を調査相手とし、長崎県の高専新人体育大会 競技に出席し、国体に向けた競技力強化への取り組みについて調査を行ったということで定額8,000円の調査研究費を充当しているが、この支出についても、上記と同様にたどえそこで意見交換が行われていたとしても、長崎県 協会会長としての職務で出席した可能性もあり、精査の必要があると考ええる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、役員等に就任している団体等の役員会等以外の会合等への出席については、平成28年度から、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。	
p.41	議会事務局	< 3 > 議員 (1)資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成23年9月21日 「精神療法 第37巻第1号」 1,890円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかがどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.43	議会事務局	< 4 > 議員 (1)調査研究費（意見） 当該議員は、平成23年度からガソリン代の半額及びE T C料金の半額を調査研究費の旅費として計上している。 E T C料金明細を確認したところ、平成25年度分については、1台分のみを対象とし、対象の1台についても対象とならないものと考えられる料金を自ら除外し、E T C料金を算定した上で半額を充当している。 しかし、平成23年分及び平成24年分については、2台分のE T C料金が含まれており、又、2台分全ての料金の半額が対象経費として充当されている。平成25年度と平成23年度及び平成24年度に充当したE T C料金に整合性が得られない状況から、平成23年分及び平成24年分については、再度内容の精査を行う必要があると思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、按分充当の考え方については、平成28年度から、政務活動の経費でない明確に区分できる経費を除外した上で残りを適正な割合又は上限1/2で充当すること、及び安易に1/2としないことを手引きに規定するよう見直しを行いました。	
p.44	議会事務局	(2)事務費（結果） 当該議員については、事務費として毎月のコピー機カウンター料金の半額を政務活動費として充当している。 毎月の料金は、概ね1万円程度であるが、平成26年2月分請求書においては、118,834円が請求され、半額の59,417円を充当している。 当該請求は、計算期間の関係上、実質的に平成26年1月に利用された料金と考えられるが、平成26年2月2日に長崎県知事選挙が行われたことを鑑みると、毎月の料金の10倍以上請求がきている当該料金の大半は、選挙活動に利用されたものと考えられることができる。 この件に関して、当該議員からの説明によると、「平成26年3月充充分のコピー料金（事務費）については、政務活動用として通常使用しているコピー機を2月に交換した際に、請求が上がってこないことを忘れていて、主に政治活動（後援会）に使用している別機種のコピー機（同じメーカー）の料金明細書を間違えて計上していたもの。それぞれのコピー機の料金明細書を確認したところ、取り違えていたことに気付いた。」として、平成25年度の収支報告について既に修正報告を行っている。	（措置済） 平成26年12月9日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、別のコピー機の費用を誤って充当していたとの理由で、事務費59,417円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた59,417円について、平成26年12月17日に納付がなされました。	
p.45	議会事務局	< 5 > 議員 (1)資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成23年11月16日 「野鳥（日本野鳥の会）」 年間購読料7,000円 平成24年1月24日 「最新日本地図」 2,625円 平成24年11月26日 「野鳥（日本野鳥の会）」 年間購読料7,000円 平成25年12月4日 「野鳥（日本野鳥の会）」 年間購読料7,000円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかがどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.46	議会事務局	(2)事務費（意見） 当該議員の事務費において、携帯電話料金が2回線充分当されている。 過去3年度間の支出及び充当内容は次のとおり。 【監査結果報告書46頁参照】 上記において、 の回線は当該議員個人名義であり、 の回線は 市職員組合が所有者であり、組合が「当該議員全額負担」との内容で証明書を発行している。 そもそも、携帯電話を2回線利用する必要性が感じられない上に、本来組合が負担すべき料金を、当該議員が負担しているものと考えられることから、内容の精査が必要である。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、議員本人の携帯電話については、平成28年度から、1台分に限り充当とするよう見直しを行いました。	
p.48	議会事務局	< 6 > 議員 (1)資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成24年5月21日 毎日新聞社刊 新装版「国宝」（全15巻） 194,400円 平成24年10月4日 「運をつかむ技術」1470円、「長崎おいしい歳時記」 1,680円、「子供のしつけ」 840円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関して疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.49	議会事務局	(2)人件費（結果） 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	（措置済） 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.50	議会事務局	< 7 > 議員 追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)人件費（意見） 当該議員における、政務活動費の支出内容については、平成23年度及び平成24年度は、調査研究費が100万円超充当されているが、平成25年度は充当無しとなっている。 その代わり、平成25年度は人件費が平成24年度より、約130万円増加している。 当該議員の過去3年度間の主な人件費充当内容は次のとおり。 【監査結果報告書50頁参照】 当該議員は、自宅住所近くには援会併設事務所を構えているが、平成24年5月からは、長崎市中心部に、中央事務所として別途援会併設事務所を設けている。 人件費の充当については、上記のとおり、平成24年度までは、概ね常勤2名体制であったが、平成25年度当初からは、常勤3名体制となっている。 今回、追加資料提出の協力を得られず、各事務補助職員の勤務実態が確認できていないが、常勤者3名の人件費を各1/2充当し、結果として常勤者1.5名分の人件費が充当されていることを鑑みると、上限である1/2に固執することなく、勤務実態に応じた適正な按分を検討すべきと思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.51	議会事務局	(2)調査研究費（意見） 当該議員の調査研究費については、平成24年1月3日に、他の県議を相手先として、長崎市内ホテルにて、次期定例会以降の県議会運営及び県政の諸課題について意見聴取を行ったとして、5,000円の調査研究費が計上されている。 一方相手方議員の活動を確認すると、1月2日から5日までは、連続して新上五島町での活動を行っている。 このため、この記載が正しいとすれば、相手方議員は1月3日に日帰りで長崎へ当該議員他との打ち合わせに来た後、また上五島に戻り調査を行ったこととなる。 当該充当に関しては、このように整合性が確認できないため、精査が必要と考える。	（措置済） 平成27年1月28日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、相手方の記載誤りと思われるが現時点では確認ができないとの理由で、調査研究費5,000円が削除されました。 なお、削除後も政務活動に係る支出額が交付額を超過していたため、返納額は生じませんでした。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.53	議会事務局	< 8 > 議員 (1)資料購入費（意見） 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、下記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。 平成26年1月16日 「胃がんはピロリ菌でなくせる」1,260円	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.54	議会事務局	(2)人件費（結果） 当該議員については、各年度常勤者を事務補助者として雇用している。しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	（措置済） 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.55	議会事務局	< 9 > 議員 (1)人件費（結果） 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	（措置済） 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.56	議会事務局	< 10 > 議員 (1)人件費（結果） 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	（措置済） 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.57	議会事務局	<p>< 11 > 議員</p> <p>追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。</p> <p>(1)調査研究費（意見） 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。 当該議員については、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要があると考える。</p> <p>理事会、役員会、同窓会等への参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月23日：長崎県立 高校同窓会役員会 定額旅費5,000円充当 <p>同窓会会長相手の調査となっているが、自身が参与をしているし、出身校でもある。参与としての立場での役員会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月31日：県 事務所協会平成24年度総会 定額旅費5,000円充当 <p>長崎支部長相手の調査となっているが、当該議員自体が であり、相談役として役員の立場での総会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月22日：長崎 役員会 定額旅費5,000円充当 <p>会長相手の調査となっているが、顧問として役員の立場での役員会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年12月21日：市 協会理事会 定額旅費5,000円充当 <p>理事長相手の調査となっているが、平成26年時点において、当該議員が協会会長を務めており、当時も役職に就いていたと考えられる。役員の立場での理事会参加である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。</p> <p>役員会、総会、理事会ではないが、自身が役員の団体の職務と思われる活動に対する調査研究費の充当について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月17日： 会長を相手先とした調査 定額旅費5,000円充当 <p>当該議員が同会の顧問であり、役員としての立場での打合せである可能性があると考えられることから、内容を精査する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年11月13日：長崎市 協会会長相手の調査 定額旅費5,000円充当 <p>平成26年時点では当該議員が会長であり、この当時も役員としての立場での打合せである可能性があると思われることから、内容を精査する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月26日：長崎市 協会主催理事長相手の調査 定額旅費5,000円 <p>競技決勝戦観戦閉会後、意見交換とあるが、上記のとおり、この当時も役員としての立場での決勝戦観戦である可能性があると思われることから、内容を精査する必要がある。</p> <p>上記以外にも、協会関連の調査との記載が多々あるが、実態は役職としての打合せ及び観戦である可能性があると考えられ、内容を精査する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年9月1日： 協会主催理事長を相手 定額旅費5,000円 平成24年9月2日：長崎市 協会会長を相手 市 協会友好団体として参加 今後の対応を意見交換 定額旅費5,000円 平成24年9月6日：長崎市 協会理事長を相手 競技決勝戦表彰式に参加 定額旅費5,000円 平成24年9月9日：新聞社の営業局長を相手 少年競技決勝戦観戦 定額旅費5,000円 平成24年12月8日：長崎市 協会審判員審判長相手 定額旅費5,000円 平成25年1月27日：市 協会理事長相手 定額旅費5,000円 	<p>理事会、役員会、同窓会等への参加について</p> <p>(措置済)</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、役員等に就任している団体等の理事会・役員会・総会への出席については、平成28年度から、たとえその場で議員として意見交換したとしても充当不可とするよう見直しを行いました。また、役員等でないが会員となっている団体の会合等への出席についても、平成28年度から、出身校・職業・資格等から会員になっている場合は充当不可とするよう見直しを行いました。</p> <p>役員会、総会、理事会ではないが、自身が役員の団体の職務と思われる活動に対する調査研究費の充当について</p> <p>(措置済)</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、理事会等以外の会合等への出席については、平成28年度から、活動報告書で場所、相手方、目的(団体の活動に直接関わるものだけは不可)を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.62	議会事務局	<p>< 1 2 > 議員</p> <p>追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。</p> <p>(1)人件費（結果） 当該議員については、事務補助職員を1名雇用しており、支出内容及び政務活動費への充当状況は次のとおり。 なお、摘要は事務補助職員発行の領収書に記載されている内容である。</p> <p>【監査結果報告書62頁参照】</p> <p>当該議員は、平成25年7月21日投票の補選で当選し、実質同7月22日から議員として活動している。 政務活動費の交付については、交付条例により任期開始の日の属する月の翌月分（その日が初日の場合は当月分）から交付されることから、当該議員の場合は平成25年8月分からの交付となる。 ただし、経費としては議員就任後の活動に係る分については充当できることとなっている。 上記の人件費の支出内容を確認するに、10月10日支払分が9月分との記載から、逆算すると、8月10日支払分の人件費は7月分と言うことになる。 締日の関係もあるが、当該日支払の人件費が7月1日～31日分とすると、議員就任前の期間に係る人件費を充当したこととなる。</p> <p>以上を踏まえて、内容を再度確認し、議員就任前の期間に係る人件費がある場合は、日割計算を行った上で、適正額を再度精算すべきである。</p> <p>（なお、当該議員は、日割計算の上で精算返納する修正報告を提出している。）</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年3月10日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、事務的な誤りとの理由で、人件費44,517円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた44,517円について、平成27年4月28日に納付がなされました。</p>	
p.63	議会事務局	<p>< 1 3 > 議員</p> <p>(1)人件費（意見） 当該議員は、事務補助職員として、平成23年度及び平成24年度は常勤者2名、平成25年度は常勤者1名を雇用している。 各年度の支出内容及び充当状況は次のとおり。</p> <p>【監査結果報告書63頁参照】</p> <p>収支報告書に添付された当該人件費の領収書を確認したところ、事務補助職員が1年分の人件費合計額を記載し「 党長崎県 支部」宛てに発行したものであり、各月の領収書は、「 党長崎県 支部支部長 当該議員」宛てに発行した領収書である。 このことから、当該事務補助職員は、党長崎県 支部に雇用されていることになり、当該議員の議員活動に対する事務補助も行っていることから、人件費の半額を政務活動費として充当している。 当該支部は、当該議員個人の政治団体であり、所属しているのは当該議員一人である。そのことから、人件費の半額を充当することに異論はないが、運用指針においても「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と明記されていること、又、当該事務補助職員において、自らの人件費が県の公金から充当されていることを認識するためにも、でき得る限り当該議員が直接雇用することが望ましいと言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び議員の直接雇用が望ましい旨手引きに記載するよう見直しを行いました。</p>	
p.65	議会事務局	<p>< 1 4 > 議員</p> <p>(1)調査研究費（結果） 当該議員の以下の支出については、その内容に疑問を残すものである。</p> <p>平成23年12月23日～25日の韓国出張の際の宿泊費が2泊で46,000円となっている。海外視察の際の宿泊費は、長崎県の旅費条例により韓国であれば、指定職の職務にある者に該当し、乙地方で1泊17,200円が上限と定められている。 このことから、当宿泊については、1泊当たりの指定金額を超過するため、過大に充当した11,600円については再度精算すべきである。</p> <p>（なお、この件に関しては、当該議員は既に修正報告書を提出している。）</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年1月26日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、事務的な誤りとの理由で、調査研究費11,600円が削除されました。 なお、削除後も政務活動に係る支出額が交付額を超過していたため、返納額は生じませんでした。</p>	
p.66	議会事務局	<p>(2)事務所費（結果） 当該議員の事務所費として充当されている物件の賃貸契約書を確認したところ、以下の内容であった。</p> <p>貸主：当該議員の親族 借主：当該議員後援会 家賃：契約期間 平成22年6月1日より平成23年12月31日まで 50,000円（うち半額の25,000円充当） 平成24年1月1日より平成29年12月31日までの5年。 100,000円（うち半額の50,000円充当）</p> <p>上記のように、当該事務所の貸主は当該議員の親族であり、借主も当該議員個人ではなく、後援会である。 総論でも述べたが、親族所有物件については慎重な対応が求められるべきであり、契約主体も議員個人ではなく、後援会となっていることから、明瞭な説明責任が存在すると言える。 平成24年1月から従来の2倍の金額の賃借料となったことも、より明確な根拠が示されない限りは、合理性を欠くと考えられ、再度、金額の根拠について精査が必要と思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、事務所費への充当については、平成28年度から、事務所状況報告書で所有形態（親族関係等）、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠等を明らかにして報告してもらうこと、及び全額充当・按分充当どちらの場合も賃貸借契約書を提出してもらうこととするよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.67	議会事務局	(3)人件費（意見） 当該議員が政務活動費として充当している人件費は、事務補助職員常勤者1名分の給与総額を全額充当している。 雇用契約書の提出はあり、追加で提出された書類において、出勤簿は確認できたものの、業務内容自体は勤務日報等がないため確認できなかった。 この件について、当該議員の説明によると、「政務活動に係る事務補助のみを行っている常勤者の1名とは別に、3名の常勤者等で後援会活動等の業務を行っております。」とのことであった。確かに、人数的には1名の常勤者が政務活動補助業務のみに従事していることも考えられるが、業務内容を確認する方法がないため、1名でも全額を充当する場合においては、根拠資料として業務実績がわかる資料として業務日報等の作成保存を実施する必要があると思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.68	議会事務局	< 15 > 議員 (1)調査研究費（意見） 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。 運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。 当該議員については、県協会副会長及び島原市協会会長職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出である可能性があると考えられることから、内容を精査する必要があると考えられる。 平成23年6月4日 調査場所：大村市 調査相手：県協会会長 調査内容：県高校総体 競技力の現地調査、競技力向上について意見交換 宿泊費：5,000円、交通費：8,000円（定額） 平成24年7月17日 調査場所：雲仙市、島原市、南島原市の小中学校9校 調査相手：県協会会長 調査内容：ジュニアスポーツへの支援を要請及び意見交換 交通費：8,000円（定額） 平成24年12月22日、23日 調査場所：東京都、東京都国立競技場 調査相手：日本協会副会長 調査内容：全日本選手権大会「長崎選手団」応援及び日本協会副会長と「長崎がんばらんば国体」にむけた「運営並びに選手強化」等について意見交換 交通費：8,000円（定額）×2日 交通費：48,800円	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、役員等に就任している団体等の役員会等以外の会合等への出席については、平成28年度から、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告してもらったうえで充当するよう見直しを行いました。	
p.70	議会事務局	(2)人件費（結果） 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	（措置済） 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.71	議会事務局	< 16 > 議員 追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)調査研究費 宿泊費の内容について（意見） 当該議員の場合、自宅から県庁までの距離が29.0キロとなっており、応招旅費においては、議会時の宿泊は原則として認められていない。 ただし、調査活動として政務活動で宿泊の必要性があれば、自宅からの距離にかかわらず宿泊費の充当が可能となる。 例えば、平成24年9月24日から27日については、総務委員会が開催され当該議員も出席している。当日は、議会から旅費が支給されるため定額の調査研究費は計上していないが、24日は政策企画課長、地域振興課企画監、管財課長他と総務省出向者と長崎県との関わりについて意見交換を行い宿泊。25日は、総務部長、財政課長、人事課長、他会派議員他と総務委員会の在り方について意見交換を行い宿泊。その後27日は、総務委員会の後東京へ向かい東京へ宿泊となっている。 このように、政務活動費において充当した宿泊費については、平成23年度の長崎市内の宿泊回数は47回で、その内県議会と重なっているのが、議会前日1泊、当日1泊、平成24年度については、議会前日2泊、当日2泊となっている。平成25年度においても、議会前日1泊、当日1泊していることが確認できる。 自宅から県庁までの距離が29.0キロであり、高速道路を使用すると片道30分以内の場所であることを鑑みると、これだけの日数の宿泊が必要だったのか疑問が残るところである。 以下のも同様であるが、最少の経費で最大の効果を上げるべく、効率的な政務調査活動を行っているか精査が必要である。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、政務活動に係る宿泊については、平成28年度から、政務活動の場所から自宅までの距離が50km未満であること、かつ、帰宅予定時刻が午後11時以前であることの両方に該当する場合は、原則として宿泊費への充当を不可とし、宿泊が必要な場合は理由書を提出するよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.72	議会事務局	平成25年7月9日、10日の宿泊について（意見） 平成25年7月11日付けの宿泊代については、7月9日に県庁において意見交換をした際の宿泊代及び10日に農林水産省にて意見交換を行った後、長崎着が遅い時間になったため翌日の本会議に備えて長崎市内に宿泊した際の宿泊費となっている。 しかし、当該県議の自宅は諫早市であり、9日についても自宅からの方が大村空港へ近く、また10日については、大村空港から帰るにしても長崎市へ向かうよりも自宅の方が近く宿泊する合理的な理由がなく、宿泊代を政務活動費へ充当することについて疑問が残る。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、政務活動に係る宿泊については、平成28年度から、政務活動の場所から自宅までの距離が50km未満であること、かつ 帰宅予定時刻が午後11時以前であることの両方に該当する場合は、原則として宿泊費への充当を不可とし、宿泊が必要な場合は理由書を提出するよう見直しを行いました。	
p.73	議会事務局	平成25年度の会議費について（意見） 会議費として飲食店もしくは温泉センターの名称の領収書が下記内容で政務活動費に充当されている。総論でも述べているが、政務活動費の交付に関する条例及び長崎県政務活動費運用指針では、会議費は、 1. 議員が行う各種会議住民相談会等に要する経費 2. 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費とされている。 具体的な経費の事例としては、 1. 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2. 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等とされている。 懇親会等の経費については研修費に準じて取り扱うものとする、としている。 研修費の項目における懇親会等の経費については、「・・・各種会議と一体性をもって開催される場合に5千円を限度として充当できるものとする。」とされている。 そして、Q&Aでは会議との一体性として、「懇親会が食事自体を目的とするものではなく、会議に伴うものとして政務活動に避けがたく付随していること。」としている。 また、支出に適しない事例として、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費、飲食、会食を主目的とする各種会合などが挙げられている。 下記で挙げられている費用については、そもそもが会議をするための場所ではなく飲食を主目的とする場所での会合であり、かつ領収書についても飲食店等の領収書であり、会議等を行った団体等が発行する領収書ではない。 そして、そもそもが会議が飲食店等で行われているもので、会議を行った後に避けがたく付随する懇親会とも異なるものである。 このような内容から、下記支出については政務活動費への充当について精査の必要があると考える。 支出の内容 ・平成26年1月18日 旅館 5,000円 会費として 町旅館 で開催された「 町遺族会役員会」に出席。 町遺族会会長他役員と遺族会員の減少に伴う今後の遺族会の運営等について意見交換。その際の会費 ・平成26年1月18日 観光（株）5,000円 懇親会費 温泉センターにおいて開催された 町自治会長他自治会役員との懇談会に出席。有喜川河川改修、中通地区急傾斜地崩落対策事業、国道251号速水交差点改良等有喜地区の諸課題について意見交換 ・平成26年1月19日 観光（株）5,000円 懇親会費 温泉センターにおいて諫早市 協会 支部長他と面談。支部及び交通指導員の活動等について意見交換。 ・平成26年1月22日 観光（株）5,000円 懇親会費 温泉センターにおいて開催された 町建築士会総会に出席。 氏、 氏他 町内の建築士他関係者と面談。町内の家屋建築の現状、国道57号改良に伴う家屋移転等について調査、報告及び意見交換。 ・平成26年1月26日 観光（株）5,000円 会費として 温泉センターにおいて、 自治会長他と面談。 地区排水対策特別事業の受益地の見直し、二反田川の今後の改修への取り組み等について調査、報告及び意見交換。 ・平成26年2月5日 食堂 意見交換時、5,000円 会費として 高来町「 食堂」において、林業4Hクラブ元役員（ 氏）、会員と懇談。林業振興への今日までの取り組みと今後の政策展開について調査及び意見交換。 ・平成26年2月21日 （飲食店） 5,000円 お食事代 諫早本庁において、諫早市 支所長（ 氏）同元支所長（ 氏）他と懇談。諫早市及び旧 町管内の事業の進捗状況と今後の計画について報告及び意見交換。 ・平成25年10月2日 （飲食店） 5,000円 お食事代としまして	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、懇親会の会費については、平成28年度から、飲食店等の領収書による政務活動費の充当は不可とし、会合の主催者が発行した領収書のみ充当とするよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 [議員別]

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>長崎市本石灰町において、副知事、教育長、総務部長と長崎県政全般、知事部局・教育委員会の在り方、それぞれの課題への取り組みについて意見交換。</p> <p>・平成25年10月7日 (飲食店) 5,000円 お食事代としまして長崎市本石灰町において、元農林省から長崎県への出向者(元東海農政局局長 氏)、元総合農林試験場長(氏、 氏、 氏)農産園芸課長とTPP他、今日の農政問題について意見交換。</p> <p>・平成25年12月4日 (飲食店) 5,000円 お食事代としまして長崎市本石灰町において、企画振興部長経験者と今日までの長崎県の政策目標及び課題と今後の政策目標について意見交換。</p> <p>・平成25年12月16日 (飲食店) 5,000円 お食事代としまして長崎市本石灰町において、教育長、総務文書課長他と県職員としての心得及び県政への取り組みについて意見交換。</p> <p>・平成25年5月6日 観光(株)5,000円 会議費 温泉センターにおいて、 地区自治会員と今後の 地区の国道207号改良計画について意見交換。</p> <p>・平成25年5月8日 観光(株)5,000円 会議費 温泉センターにおいて開催された「 町認定農業者定期総会」に出席し、認定農業者への支援対策等について意見交換。</p> <p>・平成25年9月18日 (飲食店) 5,000円 お食事代として長崎市本石灰町において、 大学地域教育連携・支援センター長(氏)、同 教授及び長崎県病院企業団企業長(氏)と、 大学の在り方、長崎県との連携等について意見交換。</p>		
p.76	議会事務局	<p>会費代わりの清酒について(結果) 平成25年11月15日 町公民館において開催された「 地区地域懇談会」に出席。 町自治会長他 地区自治会長、県央振興局長、地域住民等と 地区の課題とその取り組み状況について意見交換。 その際、「主催者と協議のうえ、会費の代わりに清酒2本を提供。」とされ、3,500円が会議費として政務活動費へ充当されている。 運用指針においても、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食、寄付に該当する経費(お茶及びお茶請けを超える飲食の提供、・・・)などは支出に適しない事例として挙げられている以上、主催者との協議の上であったとしても、政務活動費への充当には疑問が残る。</p>	(措置済)	<p>平成27年3月10日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、主催者の依頼によるものであったが物品であるとの理由で、会議費3,500円が削除されました。その結果、返納する必要が生じた3,500円について、平成27年3月19日に納付がなされました。</p>
p.77	議会事務局	<p>(2)資料購入費(意見) 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。</p> <p>平成23年5月31日 「現代用語の基礎知識」、「コンパクト法律用語辞典」他2点 8,695円 (領収書には合計金額しか記載がないため、4冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。)</p> <p>平成23年6月9日 「カタカナ外来語/略語辞典」、「漢辞海」、「英和辞典」他1点 16,485円 (領収書には合計金額しか記載がないため、4冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。)</p> <p>平成24年1月10日 「現代用語の基礎知識2012」「カタカナ外来語/略語辞典」の3冊購入 9,700円</p> <p>平成24年3月1日 毎日新聞社刊新装版「国宝」(全15巻) 194,400円</p> <p>平成24年3月12日 「たとえば君」 598円、「たったこれだけの家族」1470円</p> <p>平成24年6月28日 「タビトモ・北欧」、「地球の歩き方・ドイツ」、「地球の歩き方・フランス」、「地球の歩き方・スペイン」、「地球の歩き方・ポルトガル」 8,295円 (領収書には合計金額しか記載がないため、4冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。)</p> <p>平成24年7月31日 「世界地図帳」、「グローバルマップ」、「英和辞典」他1点 2,940円 (領収書には合計金額しか記載がないため、4冊のうちどれがいくらなのかは不明であり、このような領収書の記載に関しても改善の必要あり。)</p> <p>平成24年8月20日 「地球の歩き方 ブラジル」 2,100円 平成25年1月15日 「地球の歩き方 マレーシアブルネイ」1,785円 平成25年2月4日 「論語入門」840円 平成25年3月19日 「広辞苑」8,400円、「類語新辞典」7,140円、「大辞林」8,190円、「日本語源広辞典」7,875円 平成26年3月4日 「ワイドアトス世界地図、日本地図(県庁控室用)」3,990円 平成26年3月7日 「ワイドアトス世界地図、日本地図(自宅用)」3,150円</p> <p>資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。</p>	(措置済)	<p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。</p>

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.79	議会事務局	(3)人件費（意見） 当該議員については、平成25年度のみ人件費が充当されている。 人件費の内訳は、1名が平成25年4月から平成26年3月まで、月額30,000円の1年分合計360,000円を全額充当しているが、雇用契約書の添付はない。 金額は少額と言えるが、雇用契約書の添付、及び特段の理由がなく業務内容が勤務日報等で説明できない限りは、全額充当するのは適切とは言えないことから、内容について精査を行う必要があると考える。 また、もう1名については、平成26年3月分のみ、支給額106,200円的全額が充当されている。 これは、当該議員が所属していた会派が、平成26年3月に解散したことに伴い、会派の政務活動費で充当することが出来なくなったためと考えられるが、いずれにしても、上記同様、全額を充当する理由が存在せず、これも内容について精査を行う必要があると考える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.80	議会事務局	< 17 > 議員 (1)調査研究費（意見） 当該議員については、平成23年4月21日のガソリン代が299,030円となっており、その半額分である149,515円を政務活動費として充当している。 他の月は5月113,414円、6月78,235円、7月90,006円、8月76,860円、9月86,716円、10月～12月は3ヶ月で241,262円、1月67,472円、2月65,236円、3月69,678円となっている。 このように、平成23年4月だけガソリン代が他の月の約3倍程度と相当に多額になっていることが分かる。 仮にガソリン代を155円程度と考えると、1,929リットル分となり、燃費を1リットル当たり10キロとすると19,290キロ分となる。30日で割ると、1日643キロ分である。 当該ガソリン代については、平成23年4月10日に県議会議員の選挙が行われたこと、そして、走行距離から車両1台分ではなく数台分であることが考えられることから、選挙活動に関するものが相当に含まれていると思われる。 もし、選挙活動に係る部分がある場合については、当該経費を明確に区分することができる場合は、半額充当以前に政務活動費の充当対象から除外すべきであることは当然である。内容については、再度精査が必要と思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、燃料費への充当については、平成28年度から、自動車に関する報告書で台数、車両ナンバー、所有者、主たる使用者を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.82	議会事務局	(2)人件費（意見） 当該議員の人件費として充当した内容は次のとおり。 【監査結果報告書82頁参照】 上記のように、過去3年度間のすべての期間において、常勤の事務補助職員2名を雇用している。 雇用契約書は存在せず、追加で提出があった出勤簿においても、勤務日報がないため、業務内容の実態は確認できない。 このように、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.83	議会事務局	< 18 > 議員 追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)調査研究費 当該議員については、調査研究費として充当されている交通費について、記載内容に疑義を生じるものが存在する。 自身が役員を務める団体との意見交換について（意見） まず、自身が役員を務める団体との意見交換に係る交通費の充当が数多く見受けられる。NPO法人 会及び学校法人 については、平成23年度及び平成24年度において、1回あたり5,000円で、合計25回の意見交換に対し定額の調査研究費が充当されている。 平成25年度については、定額の調査研究費を充当する制度が廃止され、支出額自体は減少したものの、依然自身が役員を務める団体への意見交換に係る交通費が多く充当されている。 これらは、あくまで団体の役員としての身分での意見交換と考えられ、内容の精査が必要と考える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、役員等に就任している団体の会合等への出席に係る経費については、平成28年度から、理事会・役員会・総会への出席の場合、たとえその場で議員として意見交換したとしても充当不可とすること、及び理事会等以外の会合等への出席の場合、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.83	議会事務局	<p>本人ブログと活動報告書の整合性及び活動報告書の記載内容について（意見） ここで、平成25年度における活動報告書兼支払証明書記載の交通費と、同日における当該議員本人のブログ記載内容との比較をし、整合性を確認してみる。</p> <p>平成25年5月25日 ・ブログ 本日は、参議院議員 総合後援会の総会が盛大に開催されました</p> <p>・活動報告書 1組町内会（事務所 大潟町） 参議院議員 氏（大潟町 長崎市） 協会（長崎市 新田町） 氏の後援会に行っているのは内容が合致しているが、同氏の総合後援会総会であり、既に同年4月の段階で7月の参議院選挙への出馬も表明し、同選挙に向けての総会と考えられることから、そもそも選挙活動の一環と言える活動の可能性があり、政務活動費を充当することについて精査の必要がある。</p> <p>平成25年5月27日 ・ブログ 朝7時から米海軍佐世保基地前と、戸尾三角公園前で、2時間街頭活動 その後、佐世保の5月の風物詩・早岐茶市へ</p> <p>・活動報告書 労働組合（光月町 長崎市） 佐々町 町長（長崎市 佐々町） 佐世保 協会 会長（佐々町 光月町） ブログの内容から、長崎に行くことは整合性がとれない。</p> <p>平成25年5月28日 ・ブログ 県立高校</p> <p>・活動報告書 佐世保 （光月町 有福町） 佐世保 高校（有福町 母ヶ浦町） ブログでは、5月30日に佐世保 に行っているようだが、28日も行っていたのか疑問である。30日は活動報告が上がっていない。内容の確認をお願いしたい。</p> <p>平成25年6月4日 ・ブログ 早朝より米軍ゲート前、戸尾市場前の三角広場で街頭演説 その後、県庁へ移動して仕事を済ませ、参議院選挙に向けた会議に出席しました。 さらに夕方から息子が通う予定の塾を見学</p> <p>・活動報告 ながさき分会（事務所 長崎市） 内科（長崎市 皆瀬町） 町自治会（皆瀬町 須佐町） 町内会（須佐町 佐々町市瀬） 世知原町（佐々町市瀬 世知原町） 協議会（世知原町 早岐1丁目） 活動報告のハードスケジュールの中、参議院選挙に向けた会議に出席し、夕方からは息子が通う予定の塾を見学できるのか疑問が残る。</p> <p>平成25年6月16日 ・ブログ 16日、佐世保市 連合会の総会に来賓として出席 夜は佐々町へ。応援している候補者の事務所で、町長選挙と町議会議員選挙の結果を待ちました。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成27年2月23日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、平成25年6月16日と同年7月6日の2日分については、選挙活動との誤解が生じるおそれがあるとの理由で、また、平成27年4月15日付けで同じく修正報告があり、平成25年5月25日など25日分については、議員の活動と補助員の活動との混同やブログの内容の記載誤り等があったとの理由で、合計して調査研究費162,170円が削除されました。その結果、149,947円を返納する必要が生じ、平成27年4月22日に納付がなされました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>・活動報告 佐世保（事務所 有福町） 協会佐世保支部（有福町 戸尾町） 連合長崎（戸尾町 長崎市） 佐々町（長崎市 佐々町） 佐々町は少なくとも選挙活動に係るものである可能性があり、政務活動費への充当について精査の必要がある。</p> <p>平成25年6月28日 ・ブログ 私も本日は、参議院選挙対策で企業や地域回り。</p> <p>・活動報告書 病院（事務所 権常寺町） 医院（権常寺町 皆瀬町） 保育園（皆瀬町 世知原町） 保育園（世知原町 長畑町） 町自治会（長畑町 星和台町） この日の動きは全て参議院選挙対策である可能性があり、政務活動費への充当について精査が必要である。</p> <p>平成25年7月6日 ・ブログ 参議院議員が佐世保入り。朝6時から佐世保朝市、佐世保青果市場、魚市場の特市、柚木よかもん市場と選挙車に同行しました。 午後は、俄町商店街、三ヶ町、四ヶ町アーケード、戸尾市場では桃太郎を行い、一軒一軒お店を回って、店主や買い物客の皆様と握手しました。 夜は、大野地区公民館、相浦公会堂、佐々文化会館にて、個人演説会を開催</p> <p>・活動報告 協会（事務所 新田町） 障害者就労関係（新田町 早岐1丁目） 自治連合会（早岐1丁目 柚木町） 水産（柚木町 大湯町） 世知原 グループ（大湯町 世知原町） 町自治会（世知原町 須佐町）</p> <p>この日の動きは全て参議院選挙対策の可能性があり、政務活動費への充当については精査が必要である。</p> <p>平成25年7月27日 ・ブログ 27日は白浜海水浴場から。米軍基地で働く皆さんの労働組合青年部のBBQにお邪魔し 正午には長崎市内へ。党長崎県連の常任幹事会に出席 その後、佐世保に戻り、佐世保市立 中学校の同窓会に出席</p> <p>・活動報告 長崎県 協会 会長他（事務所 長崎市万才町） 氏（長崎市万才町 世知原町） NPO法人 会（世知原町 東浜町） ブログの内容と活動報告の視察相手が全く一致しない。本当に活動報告の内容の意見交換を行っているのか疑問が残る。</p> <p>平成25年8月19日 ・ブログ 19日、20日はインターン生と共に相浦港から佐世保市の離島「黒島」へ視察調査 19日の夜は、島の診療所のドクターをはじめ、島民の皆さんとお酒を酌み交わしながら、地域医療、航路対策、世界遺産登録 など、黒島の地域振興全般について、熱く熱く語り合いました。</p>		

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>・活動報告書 8月19日 佐世保 高校（事務所 母ヶ浦町） 佐世保 （母ヶ浦町 有福町） 世知原 グループ（有福町 世知原町） 地区生涯学習協議会（世知原町 日宇町）</p> <p>8月20日 （株） 研究所（事務所 福岡市博多区） 協会 理事長（福岡市博多区 白木町） 19日、20日は黒島に視察に行っているため、実質的に活動報告書通りの行動は不可能。 又、20日の活動報告のように、黒島から戻ったあと福岡に行っていればよいが、ブログの内容からは行ったことに疑問が残る。</p> <p>平成25年9月10日 ・ブログ 9月10日、今日は母校である 評議員会からのスタート その後、事務所へ移動し、 の関係者の方々にカジノ誘致の取り組みについてヒアリングと意見交換 午後は事務所にて質問書を仕上げる作業</p> <p>・活動報告書 労働組合（早岐 長崎市） 幼稚園（長崎市 花高3丁目） 幼稚園（花高3丁目 松原町） 活動報告書の上段に記載した9月1日が早岐で終わっているため間違っして早岐から出発にしてある模様で、距離も早岐からで計算してある。 ブログの内容と活動報告が全く一致しないばかりか、1日と10日が逆として後日纏めて記載されたとか考えられず、当該活動報告内容に疑問が残る。</p> <p>平成25年10月20日 ・ブログ 10月20日、今日は社会福祉法人（高齢者施設）の理事会出席のため、平戸市 その後、 党の常任幹事会に出席し最終日を迎えたYOSAKOIさせば祭りのフィナーレ</p> <p>・活動報告 社会福祉法人 会（事務所 平戸市戸石川町） 佐世保 （平戸市戸石川町 有福町） 協会（有福町 新田町） まず平戸の社会福祉法人は理事会であるため、内容について精査が必要である。</p> <p>平成25年10月22日 ・ブログ 10月22日、今日は吉井町にある熊野神社と春日町にある春日神社の例大祭へ 夜は、経済同志会 の皆さんによる企画例会に出席</p> <p>・活動報告 地区連合町内会（事務所 竹辺町） 地区生涯学習推進会（竹辺町 日宇町） 世知原町連合町内会（日宇町 世知原町） 協議会（世知原町 早岐1丁目） ブログと活動報告が全く一致しない。</p>		

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>平成25年11月9日</p> <p>・ブログ 11月9日、本日は私の母校であります の創立60周年記念式典に出席 その後、地区公民館文化祭の開会式に出席 その後、地区公民館まつりへ 地区公民館まつりにもお伺いしました その後、防災士資格のための講座を受講し、仕事の打ち合わせを経て 青年会議所の仲間とBAL さるく(3500円で、1店舗1ドリンク&1フード、5店舗をめぐる事が出来ます)に参加</p> <p>・活動報告 青果(事務所 天神町) ながさき佐々支店(天神町 佐々町) 労働組合(佐々町 長崎市) 幼稚園(長崎市 俵町) 佐世保 協同組合(俵町 沖新町) ブログの内容で考える限り、長崎に行く余裕はないと思われる。平成25年11月15日</p> <p>・ブログ 11月15日、本日はアルカスSASEBOで開催された長崎県老人クラブ大会に出席 午後は、西九州統合型リゾート研究会のシンポジウムに出席するため、長崎新聞本社文化ホール</p> <p>・活動報告 大学(事務所 熊本県熊本市) 中学校(熊本県熊本市 祇園町) ブログと活動報告が全く一致しない。</p> <p>平成25年11月24日</p> <p>・ブログ 11月24日、今日は佐世保市 町にある玉依姫神社の新嘗祭に出席</p> <p>・活動報告 九州(事務所 福岡県福岡市) 佐賀県武雄市(福岡市 武雄市) 江迎住民(武雄市 江迎町) 世知原町連合町内会(江迎町 世知原町) 長崎 会会長(世知原町 光月町) ブログからは福岡、武雄、江迎、世知原と動いた感じはなく、実際に行ったのか疑問が残る。</p> <p>平成25年11月30日</p> <p>・ブログ 今朝行われた小佐世保7ヶ町の防火婦人クラブの皆さんによる防災訓練の様子です。 私も参加させていただき、AEDの仕組みや使い方も含めて、皆さんと一緒に学ばせていただきました。</p> <p>12月1日のブログより 12月1日、今年も残すところ1ヶ月となりました。 昨夜のご報告になりますが、母校である の「ファミリーの集い」が開催されました。幼稚園、中学、 高校の教職員、家族、学院の理事、評議員での和やかな忘年会となり、私は最後の万歳三唱を担当させていただき、ご挨拶申し上げます。</p> <p>・活動報告 協会佐世保支部(事務所 有福町) 連合長崎(有福町 長崎市) 佐々町(長崎市 佐々町野寄免) 世知原 町内会(佐々町野寄免 世知原町) ブログと活動報告が全く一致しない。</p>		

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>平成25年12月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ <p>本日は午前中より地域の方々と要望箇所の現地視察のため佐世保市南部へ。その後、党長崎県支部の常任幹事会に出席。お世話になっている地区の皆さんの忘年会へ、県政報告とご挨拶。夜は世知原へ移動し、前佐世保市長を囲む会「会」の忘年会。佐世保市中心部に戻り、研究会の忘年会。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 <p>前佐世保市議会議員（事務所 吉井町直谷） 連合長崎（吉井町直谷 長崎市） 1組町内会（長崎市 戸尾町） 佐世保（戸尾町 船越町） 公民館長（船越町 上楠木町） 病院（上楠木町 早岐1丁目） ブログと活動報告が全く一致しない。</p> <p>平成25年12月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ <p>私が理事を務める社会福祉法人「会」の小規模特別養護老人ホーム「」のオープニング式典と感謝のイベントが開催され、出席させて頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 <p>（株） 研究所（事務所 福岡市博多区） 内科（福岡市博多区 皆瀬町） 町自治会（皆瀬町 須佐町） 町内会（須佐町 佐々町市瀬免） NPO法人 会（佐々町市瀬免 東浜町） 保育園（東浜町 佐々町古川免） 平戸に行っているはずだが、最初の予定は福岡であり、内容に疑問が残る。</p> <p>平成25年12月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ <p>12月26日、本日は1月2日オープン予定の新ペンギン館の完成記念式典に出席。午後は、佐世保市東彼岸道路の要望活動や2月の県外調査の打ち合わせなどのため県庁へ。さらに、今晚18時30分より、長崎市民会館で会派所属議員による県政報告会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 <p>長崎県庁（事務所 長崎市） 佐世保市議（長崎市 椎木町） 里親ネットワーク（椎木町 烏帽子町） 地区住民（烏帽子町 世知原町） 県庁での意見交換の後佐世保市内で意見交換を行っているが、ブログでは18時30分より会派所属議員による県政報告会を長崎市民会館で行っており、佐世保で意見交換を行っているとは考え難い。</p> <p>平成26年1月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ（1月5日分より） <p>4日は地区の新年交歓会へ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書 <p>佐世保（事務所 有福町） 協会佐世保支部（有福町 戸尾町） 連合長崎（戸尾町 長崎市） 町自治会（長崎市 須佐町） 地区の新年交歓会に参加した後、実際に上記活動をしたのか疑問が残る。</p>		

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>平成26年1月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ <p>1月6日、本日は各地で開催された消防出初式に参加させていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 <p>協会（事務所 長崎市） 社会福祉法人 会（長崎市 権常寺町） 町自治会（権常寺町 須佐町） 世知原町住民（須佐町 世知原町） 労働組合（世知原町 HTB） 各地で開催された消防出初式に参加したことに加えて、長崎から世知原、さらにHTBに行ってという意見交換が本当にできるのか疑問が残る。</p> <p>平成26年1月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ <p>1月17日、本日は粉雪舞う地元で、お世話になっている皆さまのもとへ挨拶回りを行いました。 冷えきった体を暖めてくれたのは、亭さんの噂の「丸ごとトマトのスूपカレーちゃんぽん」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 <p>地区商工振興会（事務所 瀬戸越町） 九州（瀬戸越町 福岡市博多区） 協会（福岡市博多区 新田町） 長崎 会会長（新田町 塩浜町） 地区自治会連合会（塩浜町 有福町） 地元であいさつ回りとなっているが、福岡に行く時間はあったのか疑問が残る。</p> <p>平成26年1月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ <p>1月23日、本日は早朝より地域を挨拶回りです。 有難いことに、お伺いしたお宅で、新鮮なわさび菜と和檸檬を収穫させていただきました。 午後より、理事を務めさせていただいている障がい者授産施設の理事会に出席。 その後、定期検査のため総合病院へ。 検査後は、企業関係の方と事務所にて、県北地域の景気浮揚策について、意見交換を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告 <p>長崎県 協会（川下町 諫早市） （22日の終わりが川下町だったので間違った模様。） 町自治会（諫早市 東高梨町） 連合長崎事務所（東高梨町 長崎市） 学園（長崎市 春日町）</p> <p>ブログの内容と活動報告が全く一致しない。諫早に行って、佐世保に戻り、また長崎に行くなど地理的に考えて非常に不自然であると思われる。 又、前日と内容が連続して記載されているようであり、遡及して後日纏めて記載されたとは考えられず、当該活動報告内容に疑問が残る。</p> <p>平成26年2月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブログ <p>3日、本日は節分です。各地域で神社やお寺など、節分の行事が行われています。 私も、須佐神社の豆まきからスタート！ その後、柚木の西光寺にて春の息吹を感じる「ふきのとう」を頂き、豆まきを行いました。 さらに、大野の祝詞神社、佐々町の熊野神社と、豆まき・懇親会に参加させて頂きました。</p>		

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>・活動報告 協議会（事務所 早岐1丁目） NPO法人（早岐1丁目 諫早市） 佐世保 高校（諫早市 母ヶ浦町） 地区連合会町内会（母ヶ浦町 柚木町） 幼稚園（柚木町 花高3丁目） 幼稚園（花高3丁目 柚木町） 協会（柚木町 白木町） 須佐神社の豆まきの後、各神社の豆まきを回っており、ブログでは明るい写真から暗い写真まで神社の写りが確認できる。</p> <p>平成26年2月11日 ・ブログ 11日、今日は、午前中より星きらりで開催された料理教室に参加 午後より、皇紀2674年を祝う建国記念日の恒例行事「日の丸大行進」と奉祝行事に出席 その後、佐々町で行われた地域の男女祈願祭へ</p> <p>・活動報告 田川市議会議員（事務所 福岡県田川市） NPO法人 会（福岡県田川市 東浜町） 鹿町町 地区住民（東浜町 鹿町町） 江迎町民（鹿町町 江迎町） 病院（江迎町 権常寺町） 午前中は星きらりの料理教室で、その後午後から八幡神社の行事、その後佐々町の祈願祭に出席する中で、福岡県田川市他に意見交換に行くことは困難と思われる。</p> <p>平成26年2月28日 ・ブログ 2月28日、今日は私の母校である 高等学校・中学校の卒業式に出席 午後より、性暴力被害者のワンストップ窓口設置に取り組んでいる佐賀市に個人視察</p> <p>・活動報告 九州（事務所 福岡市博多区） 地区生涯学習推進会（福岡市博多区 日宇町） 町自治会（日宇町 須佐町） 総連（須佐町 長崎市） 内科（長崎市 皆瀬町） 保育園（皆瀬町 佐々町古川免） 卒業式に出席後、佐賀に個人視察に行っているのに、さらに福岡市、長崎市、佐世保市で意見交換を行うのは不可能だと言える。</p> <p>以上より、ブログと活動報告の整合性がとれない場合が散見される。 活動報告書の内容について精査を行い、適正額を算定し、速やかに再度精算を行うべきである。</p>		
p.99	議会事務局	<p>< 19 > 議員</p> <p>(1)人件費（結果） 当該議員については、常に2名体制で事務補助者を雇用していた。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていなかった。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要であったと考える。</p>	（措置済）	人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。
p.100	議会事務局	<p>< 20 > 議員</p> <p>追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。</p> <p>(1)平成25年度の会議費の処理（意見） 平成25年度については、団体等が開催する会議等に出席した場合に、会議等との一体性がある場合は、懇親会等の食糧費の支出についても政務活動費への充当が可能である。 下記支出については、会議との一体性という側面から、内容を精査する必要があると考える。</p> <p>・平成25年9月19日 白木峰高原育成会名義で観月会費3,000円 そもそもの目的が観月会であり、飲食・親睦が主たる目的であるという側面、又は会議との一体性があるとは言えない。</p>	（措置済）	当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、会議等との一体性については、平成28年度から、懇親会が会議に付随して行われたことが分かる開催案内、式次第等を提出すること、及び忘新年会、慰労会等社会通念上親睦のために開かれるものは、昼間に公的団体の主催するもの以外は原則として充当不可とするよう見直しを行いました。

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.100	議会事務局	(2)事務所費（意見） 平成23年度から平成25年度において事務所費として充当している内容については、当該議員の親族が経営する企業所有の物件を、当該議員が経営する企業が月額40,000円で賃借し、当該自身が経営する企業から当該議員個人が月額20,000円で賃借している。 つまり、当該議員が経営する企業と、後援会事務局が併設されていることになり、按分の考え方としては、議員活動と関係のない他の団体の活動分が含まれている場合には、まずその部分を按分し、残りの議員活動に係る部分の中から政務活動に係る部分を按分すべきことになる。 この件について、当該議員の説明によると、「事務所は企業活動部分と政務活動部分の2つのスペースにそれぞれ分け、企業活動の方で後援会活動も行い、政務活動はそれだけを専用スペースで行っています。政務活動部分相当額の賃借料を賃借企業に支払っているものであり、職員もそれぞれ分かれて事務を行っています。」とのことであったが、後援会活動を企業活動の方のスペースで行っていることには疑問がある。 内容を再度精査する必要があると考える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、事務所費への充当については、平成28年度から、事務所状況報告書で所有形態（親族関係等）、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠等を明らかにして報告すること、及び全額充当・按分充当どちらの場合も賃貸借契約書を提出するよう見直しを行いました。	
p.101	議会事務局	(3)事務費（意見） 平成26年2月26日において、事務費として以下の支出があり、当該支出については全額を政務活動費として充当している。 パソコン代 100,000円 液晶ディスプレイ代 37,550円 レーザープリンタ代 39,375円 合計176,925円 当該議員の説明によると、「購入したパソコンは政務活動専用であり、企業及び後援会のパソコンは別にあります。」とのことであった。しかし、上記事務所費でも述べたように、後援会活動と政務活動が明確に区分されているとは疑問があることから、内容を再度精査する必要があると考える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、パソコンやデジカメのような、一般的に政務活動以外の様々な目的のために使用することが多い備品については、平成28年度から、事務所費が全額充当であっても1/2充当を上限とするよう見直しを行いました。	
p.101	議会事務局	(4)人件費（意見） 当該議員の人件費として政務活動費に充当されている内容については、1名常勤の事務補助職員を雇用し、2名が事務補佐及び運転手として短期間雇用されている。 2名の短期間雇用者については、支出額の1/2を充当しているが、常勤職員については、支出額の全額を充当されており、充当額は3年度間合計で3,456,000円である。 雇用契約書の提出はあるものの、業務内容自体は確認できていない。 上記、事務所費でも述べたように、当該事務所が後援会活動部分と政務活動部分とが明確に区分されているとは疑問がある。 以上により、特段の理由及び根拠となる証拠書類がない場合には、全額充当は適切ではない可能性があることから、内容を再度精査する必要があると考える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.103	議会事務局	< 2 1 > 議員 (1)調査研究費（意見） 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。 運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。 当該議員については、次の役職にあり、下記の調査旅費について団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。 （役職等） 諫早市 協会副会長 大学評議員 （平成23年度） ・平成23年4月23日 たらみ図書館 多良見町 協会会長他 5,000円 ・平成23年12月3日 大学ホール 学長他 学院創立65周年・ 大学開学10周年記念式典 8,000円 ・平成24年3月23日 とぎつかナリーホール 大学卒業式 8,000円 （平成24年度） ・平成24年4月29日 なごみの里グラウンド 協会会長他 ライオンズクラブ旗争奪少年 大会 5,000円	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、役員等に就任している団体等の役員会等以外の会合等への出席については、平成28年度から、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.106	議会事務局	<p>< 2 2 > 議員</p> <p>(1)調査研究費（結果） 平成23年12月23日～25日の韓国出張の際の宿泊費は2泊で46,000円となっている。海外視察の際の充当可能な宿泊費は、長崎県の旅費条例により韓国であれば、指定職の職務にある者に該当し乙地方で1泊17,200円と定められている。このことから、当宿泊については、1泊当たりの指定金額を超過することとなるため、11,600円が過大に交通費として充当されていることになる。内容を精査の上、修正を行うべきである。 (当該超過額については、すでに修正報告書を提出済みである。なお、平成25年3月のタイ視察は、宿泊超過分の処理は適正になされている。)</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成27年1月23日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、事務的な誤りとの理由で、調査研究費11,600円が削除されました。なお、削除後も政務活動に係る支出額が交付額を超過していたため、返納額は生じませんでした。</p>	
p.107	議会事務局	<p>(2)人件費 按分充当基準の検討等について（意見） 当該議員の人件費として政務活動費に充当されている内容を確認すると、平成23年度から平成25年度全般において、ほぼ同じ金額程度の常勤事務職員2名体制となっており、各1/2を充当している。収支報告書に添付された領収書を確認すると、当該事務職員は「 党 支部」に雇用されており、当該支部から議員個人へ折半した金額の領収書が交付されている。 雇用契約書は存在せず、追加で提出があった資料を確認しても、整理保管してある資料が存在しないため、業務内容の実態は確認できない。当該支部は、当該議員個人の政治団体であり、所属しているのは当該議員一人である。このことから、人件費の半額を充当することに異論はないが、運用指針においても「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と明記されていること、又、当該事務補助職員において、自らの人件費が県の公金から充当されていることを認識するためにも、でき得る限り当該議員が直接雇用することが望ましいと言える。 また、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び議員の直接雇用が望ましい旨手引きに記載するよう見直しを行いました。</p>	
p.107	議会事務局	<p>証拠種類の整理保管について（結果） 追加資料の提出内容でも分かることあり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.108	議会事務局	<p>< 2 3 > 議員</p> <p>(1)人件費 当該議員の人件費として政務活動費に充当している内容は次のとおり。 【監査結果報告書109頁参照】 按分充当基準の検討について（意見） 上記のように、雇用状況としては、平成24年12月までは概ね常勤事務職員2名体制、平成25年8月までは常勤事務職員3名体制、その後は2.5名体制となっている。 雇用契約書はあるものの、勤務実績簿等の整理保管がないため、業務内容の実態は確認できない。常勤者複数名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分以上の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.110	議会事務局	<p>証拠書類の整理保管について（結果） 継続して雇用されている上記Bは、当該議員と同性であり、領収書に記載されている住所によると、平成25年4月以降は、当該議員と同一敷地内の家屋に居住している。 確認したところ、Bは当該議員の親族であり、同じ敷地内に居住しているが、建物・住民票とも別であり、同一生計ではないとのことであった。同一生計ではない場合においても、親族への人件費支給は勤務日報等により、真実に勤務実態があることを証明すべきであると言える。より明瞭な説明責任が存在すると考えられるが、当該議員については、Bの分も含めて、勤務実績簿等の整理保管がなされていない。勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.111	議会事務局	<p>< 2 4 > 議員</p> <p>(1)資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。</p> <p>平成25年12月9日 「倫理会費本代」 支出先（社） 研究所 14,400円 平成26年3月31日 「家の光（平成25年4月～平成26年3月）」 8,980円</p> <p>資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかがどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。</p>	
p.112	議会事務局	<p>(2)人件費（結果） 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり証拠書類の整理保管が必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.113	議会事務局	<p>< 2 5 > 議員</p> <p>(1)調査研究費（意見） 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。当該議員については、社会福祉法人 会理事等の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。</p> <p>・平成23年12月17日、平成24年2月18日、平成25年3月29日に佐世保市内ホテルで自身が理事となっている 会役員と介護事業の今後の取り組みについて情報調査として8,000円の定額の調査研究費が支出されている。</p> <p>・当社会福祉法人の代表であり、かつ佐世保市議会議員である 氏との打ち合わせについても、平成23年4月16日、平成23年10月23日、平成24年12月5日、平成25年1月17日、に政務活動費として各8,000円の計上がなされている。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、役員等に就任している団体等の役員会等以外の会合等への出席については、平成28年度から、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。</p>	
p.114	議会事務局	<p>(2)資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。</p> <p>平成24年4月26日 「クラウドとデータセンターを上手に使い分ける本」 1,995円 平成24年4月26日 「Premiere Pro CS5.5 & CS5 マスターブック」 3,255円 平成25年2月20日 「初めてのwindows」 1,470円 平成25年2月20日 「アスキーPC」 649円 平成25年3月18日 「これ一冊で完全理解windows8」 680円 平成25年3月18日 「windows8大辞典」 1,680円 平成25年9月5日 「100歳までばげない101の方法」 735円</p> <p>資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかがどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。</p>	
p.114	議会事務局	<p>(3)人件費（結果） 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.115	議会事務局	<p>< 2 6 > 議員</p> <p>(1)調査研究費（意見） 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。当該議員については、諫早市 協会理事等の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月16日 諫早市 協会役員相手の調査 5,000円 ・平成24年3月20日 諫早市 協会会長相手の調査 5,000円 ・平成24年3月24日 長崎県 協会会長相手の調査 5,000円 ・平成24年11月24日 長崎県 協会会長相手の調査 8,000円 	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、役員等に就任している団体の会合等への出席に係る経費については、平成28年度から、理事会・役員会・総会への出席の場合、たとえその場で議員として意見交換したとしても充当不可とすること、及び理事会等以外の会合等への出席の場合、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。</p>	
p.117	議会事務局	<p>(2)人件費 按分充当基準の検討について（意見） 当該議員の人件費として政務活動費に充当した内容は次のとおり。</p> <p>【監査結果報告書117頁参照】</p> <p>上記のように、平成23年度及び平成24年度は1名常勤の事務補助職員を雇用し、他2名はスポットで人件費が計上されているが、当該2名を合計すると、概ね1名常勤職員分と同等と言える。平成25年度には完全に2名常勤職員体制となっている。雇用契約書は存在せず、追加で提出があった資料においても、勤務実態を確認する資料の保存がなされていない。このように、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で勤務内容、按分割合等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.117	議会事務局	<p>証拠書類の整理保管について（結果） 当該議員については、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていないが、これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.118	議会事務局	<p>< 2 7 > 議員</p> <p>(1)事務所費（意見） 当該議員は、平成22年11月1日から平成24年10月31日までの2年間の期間で、事務所を賃借している。賃貸契約書によると、延床面積386.38㎡（約116.87坪）の2階建てであり、当地の画像から判断するに、総2階造りの建物である。賃料は月額126,000円となっている。当該賃料の充当については、管理している不動産会社が、「1階が月額110,000円、2階を月額16,000円として受領していることを証明する」旨の証明書を発行していることを根拠に110,000円を政務活動費として充当している。なお、契約内容の取り決めを明記する賃貸契約書には一切記載されていない。 例え、管理している不動産会社が証明書を発行しても、物件所有者である貸主の意思が確認できず、又、実態として2階部分も事務所として使用可能となっていることを鑑みると、各階の使用実態が判明しない状態において1階と2階で賃料を区分する根拠が不明確と言える。したがって、126,000円の内、110,000円を充当したことについて、内容を精査する必要があると考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、事務所費への充当については、平成28年度から、事務所状況報告書で所有形態（親族関係等）、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠等を明らかにして報告すること、及び全額充当・按分充当どちらの場合も賃貸借契約書を提出するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.120	議会事務局	(2)人件費（意見） 当該議員については、平成23年度から平成25年度の間、継続して雇用している常勤事務補助職員が1名存在する。他には、平成23年度に短期間雇用者が1名だが、平成24年度はいない。 平成25年度に入り、他に1名の常勤と考えられる雇用者の人件費が充当されている。 平成25年度の人件費の支給及び充当状況は次のとおり。 【監査結果報告書120頁参照】 このように、実質として常勤職員2名体制となっているが、雇用契約書は存在せず、追加で提出があった出勤簿においても、勤務日報がないため、業務内容の実態は確認できない状況である。 このように、常勤者2名の人件費について、各々上限である1/2を充当した場合には、結果として常勤者1名分の全額を充当した場合と同様の効果があることから、勤務実態に応じた按分・充当の基準について検討の必要があると思われる。 なお、継続して雇用されているAについては、確認したところ、当該議員の親族であることが判明した。 親族関係にある場合には、より慎重な対応が必要であり、業務内容の立証ができ得るように、勤務日報等の整理保管の検討が必要であると言える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.122	議会事務局	< 2 8 > 議員 (1)人件費（結果） 当該議員については、常勤で事務補助者を1名雇用している。 しかし、追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。 これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	（措置済） 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.123	議会事務局	< 2 9 > 議員 (1)会計帳簿（意見） 提出依頼資料チェック表においては提出となっているが、実際には収支報告書に添付した領収書の写しをファイリングした状況であり、交付規程第6条が求める会計帳簿を調製したと言えるか疑問が残るところである。 運用指針： 会計処理：3会計帳簿類の整備においては、次のように記載がある。 会計帳簿類の種類や様式についての規定はないが、整備することが望ましい会計帳簿類は下記のとおりである。 ・ 会計の状況を記録した帳簿類（預金・現金出納簿、総勘定元帳等） ・ 領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等） ・ 事務職員等の勤務実績簿、賞金等支払台帳、賞金等受領書又は振込依頼書控え この件に関して、議員から「列挙された3例が「整備することが望ましい会計帳簿類」とされている。この「望ましい」という表現は義務ではなく「参考にするべし」という意味に解釈するのが一般的である。したがって、自分は会計帳簿類の整備は、3例を参考にし、このうち2例目の「領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等）」に軸を置いて整理している。」との説明があった。 しかし、当該整備することが望ましい会計帳簿類における3例の列挙は、各々が独立した意味からの例示であり、「・領収書の整理、保存ファイル」を整備することにより、他の「・会計の状況を記録した帳簿類」「・事務職員等の勤務実績簿、～」を整備する必要がないと言うことではない。 「・会計の状況を記録した帳簿類」については、政務活動費の支出・充当状況を記録する帳簿として整備することが望まれるものである。 「・事務職員等の勤務実績簿、～」については、人件費充当の根拠となる資料として整備することが望まれるものである。 また、「・領収書の整理、保存ファイル類」は、会計帳簿との検証可能性を確立させるために、支出充当の根拠となった領収書等を整理することを求めていると解される。 このように、当該例示は、各々が独立した意味をもち列挙されていることは明らかであり、交付規程第6条においては、会計帳簿類ではなく、「会計帳簿を調製し～」とあることから、政務活動費の支出・充当状況を証する基礎となる記録である会計帳簿（預金、現金出納簿等）について整備を求めたものである。 当該議員においては、領収書等に関して詳細に整理がなされ、検証が容易に可能なようにファイリングがなされていることは認められるが、上記の趣旨を鑑み、今後は会計帳簿の整備を行う必要があると考える。	（措置済） 会計帳簿については、平成28年度から、会計帳簿の様式を定めて提出すること、及び整理保管が必要な書類を「会計帳簿」「証拠書類」「整備保管することが望ましい書類」の3つに区分するよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.126	議会事務局	<p>< 30 > 議員</p> <p>追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。</p> <p>(1)調査研究費（意見） 当該議員は、県議会議員の立場の他に、様々な団体の役職に就任している。運用指針解説にもあるように、団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された会合、式典への出席に係る経費は、政務活動費を充当するのに適さない。当該議員については、長崎県 連盟会長の職にあり、下記の経費について、団体の役員等としての立場による参加等による支出と考えられることから、内容を精査する必要があると考える。</p> <p>交通費関係 （平成23年度分） ・平成23年5月5日 鹿児島市 長崎県 連盟 氏他 マイカー利用 8,000円 ・平成23年5月8日 時津町 長崎県 連盟 氏他 マイカー 5,000円 ・平成23年6月25日 福岡県久山市 九州 連盟 氏 マイカー 8,000円 ・平成23年8月27日 鳥栖市 九州 連盟 氏 マイカー 8,000円 ・平成23年9月23日 長崎市 連盟 氏、時津町副町長 マイカー 8,000円 ・平成23年9月25日 唐津市 九州 連盟 理事 マイカー 8,000円 ・平成23年11月12日 諫早市 連盟 理事ほか マイカー 8,000円 （平成24年度分） ・平成24年5月4日 福岡市 九州 連盟理事長 マイカー 8,000円 宿泊費 19,000円（運転士含む） ・平成24年5月5日 福岡県粕屋郡 長崎県 連盟 氏 マイカー 8,000円 ・平成24年5月8日 諫早市 連盟 氏 マイカー 8,000円 ・平成24年6月17日 西海市 県 連盟 理事 マイカー 8,000円 ・平成24年8月10日 諫早市 連盟副理事 氏 マイカー 8,000円 ・平成24年9月23日 唐津市 長崎県 連盟 理事 マイカー 8,000円 ・平成24年11月9日 長崎市 連盟 理事長、副理事長ほか マイカー 8,000円 ・平成25年2月10日 時津町 県 連盟 理事 マイカー 5,000円 ・平成25年3月9日 東京都 日本 連盟 会長、平戸市長 マイカー 8,000円</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、役員等に就任している団体の会合等への出席に係る経費については、平成28年度から、理事会・役員会・総会への出席の場合、たとえその場で議員として意見交換したとしても充当不可とすること、及び理事会等以外の会合等への出席の場合、活動報告書で場所、相手方、目的（団体の活動に直接関わるものだけは不可）を明らかにして報告したうえで充当するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月16日 平戸市 長崎県 連盟理事 マイカー 8,000円 (平成25年度分) ・平成25年5月5日 福岡県久山町 長崎県 連盟 氏 マイカー 4,150円 ・平成25年5月10日 平戸市 県 連盟 氏 マイカー 4,500円 ・平成25年6月2日 平戸市 連盟 氏 マイカー 4,500円 ・平成25年6月16日 西海市 県 連盟 氏 マイカー 2,225円 ・平成25年6月23日 大村市 連盟 氏 マイカー 1,900円 ・平成25年8月18日 熊本市 県 連盟 氏 マイカー 5,850円 ・平成25年9月22日 熊本市 県 連盟 理事長 マイカー 5,050円 ・平成25年10月15日 諫早市 長崎県 連盟 副会長 マイカー 800円 ・平成25年11月2日 長崎市 氏 マイカー 44キロ分×25円 ・平成26年1月27日 長崎市 連盟 理事長 1キロ×25円 ・平成26年3月29日 平戸市 連盟 理事長 (125キロ+91キロ)×25円分 		
p.132	議会事務局	<p>(2)人件費(意見) 当該議員の人件費に充当されている内容は次のとおり。</p> <p>【監査結果報告書132頁参照】</p> <p>このように、全期間人件費の全額を充当している。 雇用契約書の提出はあるものの、追加資料の提出はなく、勤務実態は確認できていない。 この件について、当該議員の説明によると、「政務活動を行う事務補助職員のほか、事務所にはもう1名の事務補助職員があり、計2名の体制で事務所は運営されている。当該職員1名が政務活動のみに従事している為、人件費として当該職員分を全額充当していた。もう1名の事務補助職員は政務活動以外の業務を主に行っているため、報告書に記載しておらず、政務活動費は充当していない。」とのことであった。 確かに、人数的には1名の常勤者が政務活動補助業務のみに従事していることも考えられるが、業務内容を確認する方法がないため、1名でも全額を充当する場合においては、根拠資料として業務実績がわかる資料として業務日報等の作成保存を執行する必要があると思われる。</p>	(措置済)	<p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出したうえで充当するよう見直しを行いました。</p>
p.134	議会事務局	<p>< 3 1 > 議員</p> <p>追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。</p> <p>(1)調査研究費(意見) 定額の調査研究費が廃止された25年以降については、ガソリン代の半額が交通費として計上され、1年間で592,880円が計上されている。これは、政務活動分として1/2按分した金額であるため、平成25年度のガソリン代を1リットル当たり約160円と考え、592,880円×2÷160円=7,411リットル分となる。 仮に燃費を1リットル当たり10キロとすると、走行距離は、74,110キロとなり、月当たりの走行距離は、6,175キロ、1日平均にすると、205キロという計算となる。 例えば、平成25年4月のガソリン代は128,052円となっている。当時の長崎県のガソリン代は、レギュラーガソリンで155円～160円程度、ハイオクガソリンで165円から170円程度となっている。レギュラー車の場合、128,052円÷160円=800.3リットル 燃費を1リットル当たり10キロとすると走行距離は月8,000キロ、1月30日毎日車を利用したとして、1日当たり266キロ走っていることとなる。 ETCの利用明細を確認すると、車の利用頻度が非常に高くなっていることがうかがえるが、1日あたり266キロを走るとなると、毎日福岡県を往復する必要があり現実的には不可能と言える。 燃料費の領収書はすべて後援会発行となっており、議員が使用したガソリン代の半額分を後援会へ支払う形をとっている。 この件について、当該議員の説明によると、「当方以外に1名の事務補助職員及び2名の調査委託要員があり、車1台では活動に支障をきたすことから、計4名で3台の車両を使い、議員活動を行っている。この3台分のガソリン代について、政務調査活動とそれ以外の活動を明確に区分する事が困難なことから1/2に按分し充当したものである。」とのことであった。 確かに、現状の運用指針上も問題ないと考えられるが、車両を複数台使用する場合において、単純に按割合上限である1/2を全ての車両に適用することが、実際の各活動における使用割合と合致するか疑問が残るところでもある。 今後、車両を複数台使用する場合における按分充当基準については、検討を行う必要があると思われる。</p>	(措置済)	<p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、燃料費への充当については、平成28年度から、自動車に関する報告書で台数、車両ナンバー、所有者、主たる使用者を明らかにして報告するよう見直しを行いました。</p>

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.135	議会事務局	(2)人件費（意見） 当該議員の人件費として充当されている内容としては、1名が常勤事務補助職員として雇用されているが、その他に次の支出が含まれている。 領収書内容：平成25年12月31日 政務調査事務委託費 150,000円 報告書摘要：H25.4月～9月調査委託料 充当額150,000円 領収書内容：平成26年3月31日 政務調査事務委託費 160,000円 報告書摘要：H25.10月～H26.3月調査委託料 充当額160,000円 領収書の発行者は、2枚とも同一者である。 当該支出については、「政務調査事務委託」となっているが、交付条例に定める使途基準においては、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とされ、あくまで活動主体は議員本人でなければならない。 支出内容としては、使途基準に定める調査研究費に属する調査委託費と考えることができ、当該議員においても、今後は支出項目について見直し、調査研究費で計上する旨の意思を確認しているが、その場合においては、委託した調査の内容を明瞭にすべきであると考えられる。 調査を委託することを否定するものではないが、政務活動費として充当する以上、調査委託の内容が明瞭に表示できるように努めるべきと言える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務調査事務の報酬であり、政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.136	議会事務局	< 3 2 > 議員 (1)人件費（結果） 追加資料の提出内容でも分かるとおり、勤務実態を証明する証拠書類としての勤務実績簿等の作成・保存がなされていない。これは、勤務実態を証する書類として非常に重要であり、証拠書類の整理保管が必要と考える。	（措置済） 人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.137	議会事務局	< 3 3 > 議員 追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。 平成26年1月16日 「胃がんはピロリ菌でなくせる」 1,260円 資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかどうかに関しては疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。	
p.138	議会事務局	< 3 4 > 議員 追加依頼資料については、残念ながら提出の協力を得られなかった。 (1)人件費（意見） 当該議員においては、人件費のみを政務活動費として充当している。 充当内容は次のとおり。 【監査結果報告書138頁参照】 雇用契約書によると、勤務場所は議員の後援会事務所であるが、上記のように、常に常勤の事務補助職員を2名雇用し人件費の全額を政務活動費として充当している。 今回、追加資料の提出がないため、勤務実態が確認できないが、後援会事務所と併設されていることを鑑みると、当該事務補助職員が政務活動のみに従事していることは考えられないことから、内容を再度精査する必要があると考える。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。 なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で親類関係の有無、職務内容、雇用関係等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。	
p.140	議会事務局	< 3 5 > 議員 (1)調査研究費（意見） 平成24年11月18日に、衆議院議員 氏と意見交換ということで、東京往復の航空券代73,340円を充当している。 しかし、当該議員は、平成24年10月22日には在世保市で開いた後援会の会合で、衆議院選挙への立候補を表明しており、同10月25日には政党の記念パーティーに参加している。 そして、衆議院議員の 氏についても、事務所時代における秘書の同僚であり、同年12月16日の第46回衆議院議員総選挙に同じ政党から出馬している。 本人ブログによれば平成24年11月19日に公認候補者となっていることから、当該意見交換については、選挙活動のおそれがあり、精査の必要がある。	（措置済） 当該議員が精査を行いました。会派の勉強会のためであり、政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、会派等の勉強会については、平成28年度から、勉強会の収支、開催経費の一覧及び領収証、参加者名簿、配付資料等を提出するよう見直しを行いました。	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 2 【議員別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.141	議会事務局	<p>(2)資料作成費・広聴広報費（意見） 当該議員は、県政報告新聞の印刷を、議員の親族が経営する企業に委託していた。総論でも述べたが、このように、委託先が親族等である取引の場合には、金額の妥当性等第三者との取引以上に慎重になることが望まれる。</p> <p>平成23年度の下記の県政報告新聞の印刷代としての支出に関しては、発行部数の記載がないため、その単価の妥当性等の検証ができない状況である。</p> <p>平成23年7月30日 770,000円 平成23年9月15日 910,000円 平成23年12月25日 826,000円 平成24年3月25日 880,000円 合計3,386,000（うち半額の1,693,000円充当）</p> <p>（なお、この取引は資料作成費ではなく、広報費（広聴広報費）で計上すべきものであり、平成24年度においては、広報費（広聴広報費）で計上されている。）</p> <p>なお、平成24年度の計上額は下記の通りである。</p> <p>平成24年4月10日 525,000円（20,000部） 平成24年6月20日 483,000円（15,000部） 平成24年9月28日 525,000円（20,000部） 合計1,533,000（うち半額の766,500円充当）</p> <p>平成24年度の印刷代で計算すると、1部あたりの単価が税抜で25円～30.6円となる。これを基に平成23年の印刷部数を換算すると、各回25,000部～35,000部となり、1議員の発行部数としては、相当大量であり、又、他の議員における県政報告紙の印刷単価から考えても、フルカラーで数枚程度の冊子として作成する程度の高額な単価と言える。</p> <p>さらに、上記の発送費用は計上されていない。</p> <p>現状、当該広報誌の現物が保管されていなかったため、作成費の多少を確認することはできないが、その金額の妥当性については、説明責任が存在すると言えることから、交付規程第6条の定める、「証拠書類の整理保管」に鑑み、広報誌原本についても証拠書類として整理保管することについて検討を行う必要があると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、広報紙については、平成28年度から、領収証とともに、部数及び単価が記載された書類、印刷物の現物を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.142	議会事務局	<p>(3)人件費（意見） 当該議員は、人件費の支出に関して雇用契約書を作成し収支報告書にも添付をしていた。当該雇用契約書を確認したところ、平成24年9月1日付けで雇用した事務職員に関して、雇用契約書において、雇用期間が「平成24年9月1日から平成24年11月23日まで」と記載されていた。</p> <p>この、平成24年11月23日は、当該議員が県議会議員を辞職した日であるが、雇用日である9月1日時点において議員辞職日が決定していたとは考えられないことから、当該雇用契約書は、後日遡及して作成されたものと考えられる。証拠書類である契約書を遡及作成することは行うべきことではなく、今後このようなことがないように措置を講じるべきと言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。当該雇用契約書については、雇用期間の終了日を雇用期間終了後に記入したものであり、後日遡って作成したものではありませんでした。</p>	
p.144	議会事務局	<p>< 3 6 > 議員</p> <p>(1)資料購入費（意見） 収支報告書に添付された領収書等を確認したところ、下記の図書等の購入があった。</p> <p>平成23年8月18日 「国語辞典」3,045円</p> <p>資料購入費は「議員が行う調査研究のために必要な」図書・資料等の購入に要する経費とされている。そのことを鑑みれば議会審議に必要な知識を得るための書籍等の購入によるべきであるが、上記に記載した資料購入費に関しては、これに該当するのかがどうかには疑問が残るところである。少なくとも、購入目的等を明らかに出来るような記載の仕方も検討すべきではないかと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該議員が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、図書の購入については、平成28年度から、図書購入明細書で書名、政務活動費を充当する理由等を明らかにして報告するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 3 【会派別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.146	議会事務局	<p>自由民主党・愛郷の会</p> <p>平成23年4月改選以降の変遷</p> <p>平成24年2月：自由民主党・清風会と自由民主党維新の会が合流し自由民主党・県民会議設立</p> <p>平成24年5月：自由民主党に会派名変更</p> <p>平成26年3月：無所属愛郷の会と合流し自由民主党・愛郷の会設立</p> <p><収支報告書内容一覧></p> <p>平成23年度</p> <p>【監査結果報告書146頁参照】</p> <p>平成24年度・平成25年度</p> <p>【監査結果報告書147頁参照】</p> <p>(1)調査研究費 視察報告書について（意見） 当該会派においては、定期的に県外・海外視察を行っている。 当該視察に関して、収支報告書及び添付資料、さらに追加提出資料を確認したところ、以下の視察については、領収書及び行程表は添付されていたが、視察報告書が添付されていなかった。</p> <p>H25.2.7～9 東京・三重・大阪 16名参加 1,406,180円 H26.2.6～8 沖縄視察 17名参加 1,969,510円</p> <p>この件について、会派控室にて担当議員にヒアリングをおこなったが、概ね会派全員が参加しているため、会派として視察報告書を作成していないとのことであった。</p> <p>調査研究活動に関しては、その活動に実質があるか否かが重要であり、その支出が適法であるか否かの判断基準は、一般的に次のようにされている。</p> <p>調査目的と県政の関連性 調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無 調査方法の妥当性 調査活動と支出経費の相当性 調査結果の保存の有無等</p> <p>なお、調査研究に実質があった場合の支出の適合性の判断基準については、 支出の対象となった活動が県政と関連性を有するかどうか 支出の対象となった活動が必要かつ合理的なものかどうか と言われている。（政務調査費ハンドブックより）</p> <p>このことにより考察するに、調査研究活動として視察を行なった場合においては、上記判断基準によりその支出が適法であるか否かが判断できるような内容の視察報告書を作成するのが必須と言える。 政務活動費は公金であるとの意識を強く持ち、県政にいかに役立てることができるか、視察の成果について、広く情報公開を推進すべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、視察については、平成28年度から、視察先が県外、海外、宿泊を伴う県内のいずれかの場合は、行程表と視察報告書を提出すること、及び手引きに「政務活動以外の活動が含まれていれば全額充当できない」と明記するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 3 【会派別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性																																								
p.149	議会事務局	<p>視察料金内訳について（意見） 上記にも掲載しているが、H26.2.6～8の沖縄視察（17名参加 1,969,510円）の視察代金の内訳については、旅行会社の見積書にて確認すると、次のようになっている。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">（共通料金）</td> </tr> <tr> <td>貸切バス（大型バス）</td> <td>3日間</td> <td>378,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バスガイド料金</td> <td>3日間</td> <td>63,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗務員経費・高速代他</td> <td></td> <td>94,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">（個別料金）</td> </tr> <tr> <td>航空券代 全員分合計</td> <td></td> <td>962,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホテル代金</td> <td>1泊目</td> <td>226,100円</td> <td>13,300円×17名</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>2泊目</td> <td>226,100円</td> <td>13,300円×17名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>19,810円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,969,510円</td> <td></td> </tr> </table> <p>このように、3日間の貸切バス代で378,000円を要している。貸切バスは大型であり、定員が50～60名と大きく、今回の17名の視察において必要だったか疑問が残るところである。17名であれば小型バスでも乗車可能であり、その場合には当然に金額が抑制できる。今回、2泊別のホテルに宿泊しているが、宿泊料金を見ると、政務活動費において沖縄地区で充当できる上限額である13,300円で2泊とも同じ料金であることも疑問が残るところである。</p> <p>このような疑問が生じていることから、果たして当該見積り内容が、社会通念上妥当な内容であったのか、再度内容の精査が必要と言える。</p> <p>また、現在このような視察を行なう場合には、1社のみに見積りを依頼しているとのことであったが、今後は複数の業者から見積りを取り寄せる等を行い、最少の経費で最大の効果上げることができるように努めるべきと思われる。</p>	（共通料金）				貸切バス（大型バス）	3日間	378,000円		バスガイド料金	3日間	63,000円		乗務員経費・高速代他		94,500円		（個別料金）				航空券代 全員分合計		962,000円		ホテル代金	1泊目	226,100円	13,300円×17名	"	2泊目	226,100円	13,300円×17名	その他		19,810円		合計		1,969,510円		<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、視察費用については、平成28年度から、県内・県外の視察の場合は、原則として貸切バス代の複数見積りを義務付けること、及び海外の視察の場合は、旅行代理店の複数見積もりを義務付けるよう見直しを行いました。</p>	
（共通料金）																																												
貸切バス（大型バス）	3日間	378,000円																																										
バスガイド料金	3日間	63,000円																																										
乗務員経費・高速代他		94,500円																																										
（個別料金）																																												
航空券代 全員分合計		962,000円																																										
ホテル代金	1泊目	226,100円	13,300円×17名																																									
"	2泊目	226,100円	13,300円×17名																																									
その他		19,810円																																										
合計		1,969,510円																																										
p.150	議会事務局	<p>(2)人件費（意見） 当該会派においては、常勤事務補助職員を1名雇用し、人件費支給額の全額を政務活動費として充当している。当該事務補助職員の業務内容等について、会派控室にて担当者にヒアリングを行った。 当該事務職員は、フルタイムで会派控室に1名で常勤しており、会派所属議員の様々な活動について補助業務を行っているとのことであり、完全に政務活動のみに従事しているのか疑問が残る。 このことから、当該事務職員の人件費を全額政務活動費として充当することには精査が必要であり、勤務実態に応じた適正な按分を検討すべきであると言える。 現在の運用指針においては、按分の上限が1/2となっているが、勤務時間等を勘案し、適正な額を按分充当するように検討を行うべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で勤務内容、按分割合等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>																																									
p.150	議会事務局	<p>(3)事務費（結果） 当該会派においては、所属議員に利用させるために、ノートPCやタブレットを購入している。 今回、当該PC等の管理状況を確認したところ、ノートPCは会派控室から持ち出し禁止にしており、タブレットについては各議員が持ち出し利用しているとのことであったが、備品台帳等の作成・保管はしていないとのことであった。 改選等により、所有者・利用者の区分が曖昧になる恐れもあることから、会派で購入した備品類については、備品台帳等を作成し、管理を徹底させるべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、会派で購入した備品については、平成28年度から、取得価格が3万円以上のもの、及び性質上保管場所から持ち出して使用する機会が多いデジタルカメラ、タブレット、ノートパソコンを備品台帳で管理し報告するよう見直しを行いました。</p>																																									

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 3 【会派別】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.151	議会事務局	<p>改革21・新生ながさき</p> <p>平成23年4月改選以降の変遷</p> <p>平成26年2月：新生ながさきが合流し、改革21・新生ながさきに</p> <p><収支報告書内容一覧></p> <p>【監査結果報告書151頁参照】</p> <p>(1)調査研究費（意見） 当該会派は、平成24年度において、次の海外視察を行なっている。</p> <p>H25.3.26～29 3泊4日韓国（釜山、雪岳、ソウル）参加11名 2,191,235円全額充当</p> <p><行程表></p> <p>3月26日 10:50 福岡空港発 昼食 午後 釜山博物館・射撃場火災現場視察</p> <p>3月27日 午前中 釜山視察 昼食後列車にてソウルへ 午後 雪岳リゾート施設視察</p> <p>3月28日 午前中 雪岳視察 車にてソウルへ到着後昼食 午後 自治体国際化協会ソウル事務所訪問 ハンファグループ本社訪問</p> <p>3月29日 午前中 韓国旅行業協会訪問 視察後昼食 午後 観光後空港へ</p> <p>当該視察において、上記内容中、下線部分の視察については詳細な視察報告書が添付されている。一方、 分の視察については、何ら報告書が作成されていない。</p> <p>調査研究活動として視察を行なった場合においては、その支出が適法であるか否かが判断できるような内容の視察報告書を作成するのが必須と言える。</p> <p>政務活動費は公金であるとの意識を強く持ち、県政にいかに関与できるか、視察の成果について、広く情報公開を推進すべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。なお、視察については、平成28年度から、視察先が 県外、 海外、 宿泊を伴う県内のいずれかの場合は、行程表と視察報告書を提出すること、及び手引きに「政務活動以外の活動が含まれていれば全額充当できない」と明記するよう見直しを行いました。</p>	
p.153	議会事務局	<p>(2)人件費（意見） 当該会派においては、常勤事務補助職員を1名雇用し、人件費支給額の全額を政務活動費として充当している。当該事務補助職員の業務内容等について、会派控室にて担当者にヒアリングを行った。当該事務職員は、フルタイムで会派控室に1名で常勤しており、会派所属議員の様々な活動について補助業務を行っているとのことであり、完全に政務活動のみに従事しているのか疑問が残る。このことから、当該事務職員の人件費を全額政務活動費として充当することには精査が必要であり、勤務実態に応じた適正な按分を検討すべきであると言える。 現在の運用指針においては、按分の上限が1/2となっているが、勤務時間等を勘案し、適正な額を按分充当するように検討を行うべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、人件費への充当については、平成28年度から、職員雇用状況報告書で勤務内容、按分割合等を明らかにして報告すること、及び職員出勤簿兼勤務実績簿を提出するよう見直しを行いました。</p>	
p.153	議会事務局	<p>(3)事務費（結果） 当該会派においては、所属議員に利用させるために、タブレットを購入している。今回、当該タブレットの管理状況を確認したところ、各議員が各自の責任の下に利用しているとのことであったが、備品台帳等の作成・保管はしていないとのことであった。 改選等により、所有者・利用者の区分が曖昧になる恐れもあることから、会派で購入した備品類については、備品台帳等を作成し、管理を徹底させるべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する支出に相違ありませんでした。なお、会派で購入した備品については、平成28年度から、取得価格が3万円以上のもの、及び性質上保管場所から持ち出して使用する機会が多いデジタルカメラ、タブレット、ノートパソコンを備品台帳で管理し報告するよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

政務活動費について

- 3 [会派別]

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.154	議会事務局	<p>旧新生ながさき（平成26年2月解散）</p> <p>【監査結果報告書154頁参照】</p> <p>(1)研修費（結果） 当時の新生ながさき会派において、平成24年3月31日付けにて、次の内容の収支報告書添付領収書があり、全額を研修費として充当している。</p> <p>領収書 2012年3月31日 新生ながさき 様 ¥120,000 但 研修費として（8月～3月 5,000×3名×8か月） 上記正に領収しました</p> <p>長崎市江戸町2番13号 連立会派</p> <p>当該領収書の内容を見ると、「新生ながさき」が研修費120,000円を「連立会派」に支払っていることになっており、「連立会派」が120,000円を受領したことになる。 そもそも当時、会派である「新生ながさき」自体が連立会派に入っており、領収書内容に不可解な点があると言える。 この件について、会派からの説明によると、当時、新生ながさき3名が、研修費として勉強会の費用負担分を連立会派の会計担当者へ毎月5千円を納めていたものを計上したとのことであった。 当該勉強会の開催にあたる費用（会議室代や講師代等）については、他の会派の政務調査費からの領収書からも、一部であるが確認でき、又、新生ながさき会派においても、2011年6月30日付けの会議室代領収書（5,540円）、2011年9月2日の会議室料領収書（1,506円）については、当該費用負担分から支払われているとの説明である。 また、その外にも連立会派を組む会派である改革21（当時）などの書類から研修費に充当していると見られる金額が一部ではあるが、認められるとの申し出があった。 しかし、一部であっても、当該費用負担分から支払われている上記経費を充当することにより、費用負担分全額を120,000円充当すると、二重に充当したことになる。 これらのことから、逆に当該120,000円から勉強会等に使用したと考えられる経費を控除した残りについては、使途が判明しないとすべきである。 以上により、再度内容について精査を行う必要があると考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派は二重充当ではなかったと認識しておりますが、連立会派の勉強会の開催費用が一部確認できなかったとの理由で平成27年3月16日付けで政務活動費収支報告書の修正報告があり、研修費108,314円が削除されました。その結果、14,569円を返納する必要が生じ、平成27年3月27日に納付がなされました。</p>	
p.157	議会事務局	<p>県政改革県民の会（平成26年2月解散）</p> <p><収支報告書内容一覧></p> <p>【監査結果報告書157頁参照】</p> <p>(1)調査研究費（意見） 当該会派においては、次の海外視察を行なっている。</p> <p>H24.3.19～24 インド行政・学校訪問と世界遺産視察 5泊6日 2,130,000円 H25.2.3～9 香港・マカオ・台湾世界遺産視察 6泊7日 1,913,500円</p> <p>上記の海外視察の行程表を確認すると、あまりにも時間的余裕があり、概ね半分の時間は視察に充てられていない可能性が考えられる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、視察については、平成28年度から、視察先が県外、海外、宿泊を伴う県内のいずれかの場合は、行程表と視察報告書を提出すること、及び手引きに「政務活動以外の活動が含まれていれば全額充当できない」と明記するよう見直しを行いました。</p>	
p.158	議会事務局	<p>(2)事務費（結果） 当該会派において、会派解散直前の平成26年2月3日において、デジタルカメラ4台を263,760円で購入し、その全額を充当している。全額充当の根拠もないが、解散後の管理状況も不明である。 現在の使用状況を確認する必要もあると考えるが、会派が解散した場合の備品管理について明確なルールを定め、制度作りを検討すべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>当該会派が精査を行いました。政務活動に要する経費に適合する経費に相違ありませんでした。 なお、会派解散後は元所属議員が1台ずつそれぞれ管理し、現在も引き続き各自で管理しています。 また、会派で購入した備品については、平成28年度から、取得価格が3万円以上のもの、及び性質上保管場所から持ち出して使用する機会が多いデジタルカメラ、タブレット、ノートパソコンを備品台帳で管理し報告するよう見直しをおこなうとともに、会派解散1ヶ月前以内に購入した3万円以上の備品購入費用への政務活動費の充当を原則として差し控えるよう見直しを行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

費用弁償について

〔費用弁償〕

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.162	議会事務局	<p>1. 海外研修視察承認申請書の記載について（意見）</p> <p>海外研修視察については、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」第4条（旅行承認申請書の提出）において、「議員が、海外研修視察をする場合は、目的、計画及び内容を明確に記載した海外研修視察承認申請書を議長に提出し、承認を得るものとする。」とある。</p> <p>また、「海外研修視察承認申請書」については、「1.旅行期間」、「2.旅行先」、「3.旅行目的及び期待される効果」研修、視察の目的、内容及び期待される効果（具体的に）」の3点を記載する様式となっており、見積書の添付が求められている。</p> <p>ここで、平成25年8月19日から22日にかけて行われた韓国への視察の「海外研修視察承認申請書」の「3.旅行目的及び期待される効果」に明確に記載されている目的は、「新釜山港の開発状況視察、物流港の計画について調査」であり、その他については「等」と記載されている。</p> <p>「海外研修視察承認申請書」の記載は、新釜山港の開発状況視察、物流港の計画等について調査「等」であり、「2.旅行先」としても「韓国（釜山、済州島、光州）」と書かれている上に、訪問先名の分かる日程表も添付されているため、他の視察先も明示されている。</p> <p>また、調査報告書によると、他の視察先についても一定の成果はあったものと推察される。</p> <p>しかしながら、「海外研修視察承認申請書」は、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」に定める旅行の趣旨に合致するかどうかを判断する根拠として提出させるものであり、視察の目的、内容及び期待される効果について、明確に記載される必要がある。</p> <p>今後は旅行行程や訪問先と共に、目的及び期待される効果についても申請書に可能な限り詳細に記載した上で、申請・承認が行われることが望まれる。</p> <p>派遣期間 派遣先 目的 H25.8.19 ～8.22 韓国 ・新釜山港の開発状況視察、物流港の計画等について調査等 (4日間)</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成28年4月から海外研修視察承認申請書については、目的、調査事項、調査の必要性、訪問先の選定理由等に分けて具体的な記述がなされるように、申請書の様式を改めました。</p>	
p.163	議会事務局	<p>2. 海外研修視察の相見積りについて（意見）</p> <p>海外研修視察については、計画から実際の視察に至るまですべて議員が自ら取り仕切るものであり、議員が旅行会社を自主的に手配している。議長の承認を得るための「海外研修視察承認申請書」の提出の際、旅費の算定を行う目的のため、見積書の添付を求めているが、現状複数の業者から見積書を徴取しての検討はなされていない。</p> <p>予算の執行においては、経済的・効率的な執行がなされることが求められる。公費のより効率的な執行を図るために、複数の旅行業者から見積書を徴取させるなど、最大の効果を最少の経費で挙げられる制度となるような検討が望まれる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成28年4月から海外研修視察経費の見積書の提出にあたっては、2者以上から見積書を徴取する取り扱いに改めました。</p>	
p.163	議会事務局	<p>3. 海外研修視察報告書の記載について</p> <p>海外研修視察については、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」第7条（報告書の提出）において、「議員は、研修及び視察についての報告書を帰国後1ヶ月以内に議長に提出しなければならない。また、議長は、その提出があったものについて、議会に報告するものとする。」として、報告書の提出を求めている。</p> <p>当該報告書を閲覧したところ、以下の視察について報告書の記載内容が十分でないものが見受けられた。</p> <p>(1)平成23年7月26日～フィリピン視察（意見）</p> <p>平成23年7月26日から29日にかけて行われたフィリピンへの視察について、商業・経済の中心地（マカティ地区）への視察が行われているが、その点につき報告書への記載がなされていない。</p> <p>視察した議員の説明によると、「当該マカティ地区はマニラ首都圏の副都心と言われており、経済発展するフィリピンの新しい姿を視察するためにコースに組み入れたが、個別の企業にアポイントを取ることが困難で、また時間の制約もあったことから、大半は車窓から街並みや高層ビル群の視察を行なった。」との事であった。</p> <p>確かに、時間的な制約等により予定していた内容の視察ができない場合も考えられるが、そのような場合においても、実際に視察した証拠として報告書の記載を行うようにすべきと思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成28年4月から海外研修視察報告書については、具体的な調査結果等が記述されるように報告書の様式を定めました。</p>	
p.163	議会事務局	<p>(2)平成25年7月16日～シンガポール視察（意見）</p> <p>平成25年7月16日から19日にかけて行われたシンガポールへの視察については、展示内容の説明部分が、報告書の中での位置付けは低いと考えられるが、日本語として意味を成さない箇所がある。また、視察先によっては報告内容が簡便な部分もあった。</p> <p>報告書については、視察内容が視察の目的に適ったものであったかを議長へ報告する手段であると考えられる。当該観点からも、報告書においては、現地で受けた説明やそこから学んだ内容を、可能な限り本県との関係に照らして記載する等、今後報告内容に関して一定の目安を設け、詳細かつ丁寧に記載するよう検討すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>平成28年4月から海外研修視察報告書については、具体的な調査結果等が記述されるように報告書の様式を定めました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

費用弁償について

〔費用弁償〕

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性												
p.164	議会事務局	<p>(3)平成26年3月29日～ドイツ、オーストリア視察（結果） 平成26年3月29日から4月5日にかけて行われたドイツ、オーストリアへの視察については、世界遺産（ヴィース教会、ノイシュバンシュタイン城、ザルツブルグ市内、ウィーン市内）への視察が、2つある視察目的の1つとされており、数日間に渡って行われているにも関わらず、その点につき報告書への記載がなされていない。 視察した議員の説明によると、「世界遺産となっている教会をはじめとした歴史的建造物を視察することができ、長崎の将来を考えるにあたって大変有意義であった。なお、報告書については、世界遺産の視察部分の記載が漏れており、不十分であったことは反省し、今後はこのようなことのないように改めていきたい。」とのことであった。 当該視察については、「海外研修視察承認申請書」において視察した議員が自ら視察目的として申請していることから鑑みると、当然に報告書により視察内容の報告がなされるべきである。チェック体制を強化するなど、今後このようなことがないようにすべきである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>派遣期間</th> <th>派遣先</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23.7.26 ～7.29 (4日間)</td> <td>フィリピン</td> <td>・海外援助活動（机・椅子の寄付：佐世保市、平戸市、大村市、西海市、各教育委員会及び県関係機関等）、 現地小中学校落成式式典等出席、日本人学校、視察等</td> </tr> <tr> <td>H25.7.16 ～7.19 (4日間)</td> <td>シンガポール</td> <td>・長崎市の臨港部・都心部再整備を推進するための先進事例の調査・研修</td> </tr> <tr> <td>H26.3.29 ～4.5 (8日間)</td> <td>ドイツ、 オーストリア</td> <td>・ドイツ・オーストリア林業・再生エネルギーと世界遺産視察（長崎県林業振興の為、世界遺産の取り組み状況）</td> </tr> </tbody> </table>	派遣期間	派遣先	目的	H23.7.26 ～7.29 (4日間)	フィリピン	・海外援助活動（机・椅子の寄付：佐世保市、平戸市、大村市、西海市、各教育委員会及び県関係機関等）、 現地小中学校落成式式典等出席、日本人学校、視察等	H25.7.16 ～7.19 (4日間)	シンガポール	・長崎市の臨港部・都心部再整備を推進するための先進事例の調査・研修	H26.3.29 ～4.5 (8日間)	ドイツ、 オーストリア	・ドイツ・オーストリア林業・再生エネルギーと世界遺産視察（長崎県林業振興の為、世界遺産の取り組み状況）	<p>（措置済）</p> <p>平成28年4月から海外研修視察報告書については、具体的な調査結果等が記述されるように報告書の様式を定め、チェック機能が働くようにしました。</p>	
派遣期間	派遣先	目的														
H23.7.26 ～7.29 (4日間)	フィリピン	・海外援助活動（机・椅子の寄付：佐世保市、平戸市、大村市、西海市、各教育委員会及び県関係機関等）、 現地小中学校落成式式典等出席、日本人学校、視察等														
H25.7.16 ～7.19 (4日間)	シンガポール	・長崎市の臨港部・都心部再整備を推進するための先進事例の調査・研修														
H26.3.29 ～4.5 (8日間)	ドイツ、 オーストリア	・ドイツ・オーストリア林業・再生エネルギーと世界遺産視察（長崎県林業振興の為、世界遺産の取り組み状況）														
p.165	議会事務局	<p>4.海外研修視察、委員会現地調査の報告の情報開示について（意見） 視察報告の情報開示について、「議員の海外研修視察に関する派遣要綱」に基づき作成されている海外研修視察の具体的な報告書は、情報公開制度の手続きを踏めば閲覧できるものの、県議会のホームページ上等で積極的に開示されている訳ではない。ホームページ上には、目的、派遣期間、派遣先、派遣議員名を簡潔に記載した報告書が掲載されている。また、委員会の県外・県内現地調査については、目的、日時、調査先、出席委員、概要が県議会ホームページ上に簡潔に掲載されている。</p> <p>視察・調査の成果に関しては、最終的には議員・委員会活動への反映を通して、住民の福祉の増進につながるものである。よって、現地で見聞した内容を積極的に開示するしくみとすることで、県民と広く情報を共有できることとなるため、より一層の住民の福祉の増進につながるものと考えられる。</p> <p>海外研修視察の廃止などを行っている地方公共団体もある中で、視察を継続してきたその意義を十分に認識し、具体的な海外研修視察報告書をホームページ上に掲載したり、委員会現地調査の報告内容を充実させたりする等、率先した取り組みが行われることを期待したい。</p>	<p>（措置済）</p> <p>海外研修視察報告書については、平成28年4月から原文をホームページに掲載するように改めました。 委員会の現地調査については、平成27年9月からこれまでの掲載内容に加え主な調査先に関しては、概要を詳細にホームページに掲載するよう改めました。</p>													
p.165	議会事務局	<p>5.費用弁償の支給方法について（意見） 議員に対する費用弁償の支給方法は、現金払いと口座振替払いの選択制となっており、現金払いと口座振替払いが混在している。 ここで、現金払いと口座振替払いとを比較すると、一般的に、現金払いは、現金を扱うこととなるため、紛失等が生じるリスクがあり、また、支給事務も煩雑になる傾向にある。一方で、口座振替払いは、現金を扱わず、取引の証跡も残るため、紛失等が生じるリスクが低く、また、支給事務も簡便になる傾向にある。したがって、現金を扱うことによる紛失等の事故防止と支給事務の簡素化による事務コストの削減とを期待して、口座振替への支給方法の統一が、一般に広く導入されているところである。</p> <p>紛失等の事故防止及び事務コストの削減の観点から、支給事務の現状について、議会事務局に確認したところ、紛失等の事故防止の点に異論はなく、現金払いの場合は、現金の準備ができてから各議員へ渡すまでの間、現金を保管する必要があるとのことであった。 また、口座振替へ支給方法を統一した場合の事務コストの削減効果については、支給方法を統一した方が確かに事務コストの削減につながると見込まれるケースもあるとのことであった。現在、すでに口座振替が行われており、議員数も40名超にわたることを考慮すると、口座振替への統一が事務コストの削減につながる可能性は高いものと考えられる。</p> <p>現金を扱うことによる紛失等の事故防止の観点と、事務コストの削減とを勘案すると、口座振替が望ましいと言える。したがって、費用弁償の支給方法について見直しを検討する必要があると考えられる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>費用弁償の支給方法については、平成28年4月から全議員の口座振替への移行を進めていくことになりました。</p>													

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

費用弁償について

〔費用弁償〕

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.166	議会事務局	<p>6. 一定の要件に該当する議員に対する応招旅費（宿泊料）について（意見）</p> <p>平成24年4月1日の応招旅費の見直しにより、住所地から県庁までの距離が50キロメートル以上ある議員において、会議等に出席のため自ら借り上げている有料宿泊施設以外の宿舎等に宿泊したときの宿泊料が1泊定額13,300円から8,200円（離島議員は10,000円）へと引き下げられた。</p> <p>自ら借り上げている有料宿泊施設以外の宿舎等とは、他者から賃借した住宅を指すものである。</p> <p>当該宿泊料の支給は、議員が宿泊した旨を記載した書類に基づいて行われており、宿泊施設の利用という役務の提供の対価として支払ったことに対する費用弁償とは違う性質のものであると言える。</p> <p>有料宿泊施設を利用した場合には、原則宿泊1日につき8,200円以内の実費精算払いであることを鑑みると、例えば他者から賃借した住宅等である場合に、賃借料及び諸経費等から、1日当りの負担額を算定し宿泊料を計算することにより実費払いと同様の効果が得られ公平性が担保されると考えられる。</p> <p>平成24年4月1日の見直しにかかる宿泊料定額の引き下げについては、県議会・県政改革特別委員会で十分に議論され改善されたものである。しかし、費用弁償の趣旨は、あくまで実費弁償であるとの意識の下、公平性が担保される仕組みが望ましいと言える。</p>	<p>（その他）</p> <p>一定要件に該当する議員に対する応招旅費（宿泊料）については、額の引き下げについて議会で十分に議論され、平成24年度に改善されたものであり、当面、現状の取扱いを維持し、今後、他県の状況等を見ながら見直しの必要性が生じた際に制度全体のあり方を含めて検討することになりました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号1. 一般国道251号橋梁整備工事(有明川橋上部工)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.175	道路建設課	<p>(1)公平性・競争性の確保について(意見) 当該工事の競争参加資格要件として、営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件や同種工事の施工実績に関する条件が、下記のとおり付されている。</p> <p>営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件 九州内に営業所を有する者で、鋼構造物工事業のうち、鋼橋上部工事に係る総合数値等が1,100点以上であること。 同種工事の施工実績に関する条件 平成7年度から平成21年度に完成した公共工事の元請けとして、次のいずれかの施工実績があること。 単体又は共同企業体の代表構成員としては、鋼道路橋(2車線以上)の製作及び架設工事の施工実績。 共同企業体のその他構成員としては、鋼道路橋(2車線以上)の製作及び架設工事について2回以上の施工実績。</p> <p>この条件を満たす長崎県内の業者は、現在では株式会社大島造船所の1者のみである。かつては、他に、三菱重工業株式会社、佐世保重工業株式会社、辻産業株式会社が該当していたが、現在この3者は鋼橋工事を行っていない。なお、九州内では見込対象数は20数者となる。 このため、当該工事の競争参加資格要件として、営業所等の所在地を県内に限定せず、九州内に営業所を有する者にまで広げている。これは、複数業者が参加することで、公平性・競争性を確保しようとする趣旨であり、妥当な判断であるといえる。</p> <p>一方、当該工事の評価の基準(評価項目、評価内容、配点)を見ると、地域精通度や地域貢献度に関する評価項目があるなど、県内業者のみが該当すると思われる評価項目が見受けられる。 地域精通度や地域貢献度等に関する評価項目は、県内(管内)業者が複数参加できる場合に、県内(管内)業者間において差別化を図るための評価項目である。</p> <p>当該工事の入札結果一覧及び総合評価落札方式評価表(簡易型)は、下記のとおりである。価格はC社が最も低かったが、加算点が最も高かった大島造船所が、評価値が最も高くなり、落札となっている。</p> <p>【監査結果報告書175頁参照】</p> <p>このうち、地域精通度や地域貢献度等に関する評価項目、評価内容、評価基準及び配点は下記のとおりである。</p> <p>【監査結果報告書176頁参照】</p> <p>このとおり、長崎県内に拠点があることや従業員を長崎県内に常勤雇用することのほか、長崎県アダプト事業等に基づく公共施設の清掃美化活動等の実績、従業員が県内消防分団の団員であること等、県外業者にとっては不利な評価項目、評価内容、評価基準及び配点となっている。 この項目は、工事に必要な地元調整などが比較的スムーズに進み、品質の向上につながることを考慮すれば、一定必要と考えるが、県内に1者のみの場合には、公平性・競争性に関して、評価の基準に配慮する必要があると思われる。</p>	<p>(その他)</p> <p>評価基準の「地域精通度」については、工事箇所 の地形や地質、気候などをどれだけ熟知している かに、現場状況の把握や施工計画の適切さを見極めることができる項目であり、また、「地域 貢献度」については、地域に密着した活動を行う ことにより、工事の円滑な推進に寄与することを 判断できる項目です。 これらの評価項目については、工事の品質の良否 に影響する要素であり、これら进行评估することは 妥当であると考えております。 こうした地域の評価にあたっては、県外業者にも 門戸を開いていることから、意欲があれば加算で できる項目であり、仮に、県外業者がこの分野を 企業努力により評価を受けた場合、逆転する可能性 はあると考えております。 現に、地域貢献度に関して、「長崎県アダプト事 業」などに参加するなど、県外企業でも、実績を 有している業者もあります。 また、提案にあるような「地域精通度」と「地域 貢献度」の評価を全くしなかった場合、簡易型の 加算点は20点としていることから、通常であれ ば、これらの配点を「企業の施工能力」へ按分し 再配分しなければなりません。そうした試算を 行った場合でも、評価値大島造船所(株)が1位で 2位がC者となります。 現行の評価基準は、このように諸々の状況を鑑 み、総合的見地から設定したものであり、県外業 者でも意欲があれば加点できることから、現在の 方法は妥当性があるものと考えております。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号2. 飯原港社会資本総合整備交付金工事(橋梁上部工) 一部変更】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.179	港湾課 財政課	<p>(1)契約金額変更(減額)に伴う議会の再承認・条例違反の長期間継続に関して(結果) 当該工事については、上記2.概要にも記載のとおり、変更契約3回目(減額)時には議会の議決を経っていない。</p> <p>県における議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、地方自治法の要請により「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、下記のように定められている。 なお、同条例は下記の全3条で構成されている。 (趣旨) 第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。 (議会の議決に付すべき契約) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分) 第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p> <p>以上であるが、では、議会の議決を得た工事契約で、その後の事情変更等により、契約を一部変更する事態が生じた場合に、再議決が必要か否か検証してみる。 この件に関しては、下記の行政実例が回答されている。 議会の議決を得た契約の変更と議会の議決 議会の議決を得た契約で、その後の事情変更等により、契約を一部変更する事態が生じた場合の議会の再議決については、前に議会の議決を得た事実の変更に関する契約である限り、すべて議会の議決を要するものであるが、議決を得た請負金額の減額変更の結果、条例に規定する金額(5億円)に達しなくなったときは、当該契約の変更については、更に議会の議決は必要ないと解されている(S37.9.10行実)</p> <p>(以下請負金額等についての行政実例等) 1. 予定価格、請負金額ともに5億円の金額を超える契約について、契約変更の結果、請負金額が、 (イ)当初の議決金額を下回るが(減額)、5億円をこえる場合 (ロ)当初の議決金額を下回り(減額)、5億円を下回る場合 (ハ)当初の議決金額をこえる場合(増額) (イ)(ハ)は、再議決が必要であり、(ロ)はその必要はない。</p> <p>2. 請負金額は5億円を下回るが、予定価格が5億円をこえるため議会の議決を得た契約について変更の結果、請負金額が (イ)当初の議決金額を下回る場合(減額) (ロ)当初の議決金額を上回るが(増額)、なお5億円を下回る場合(S43.9.20行実) (ハ)当初の議決金額を上回り(増額)、更に5億円をこえる場合 (ハ)は、再議決が必要であり、(イ)(ロ)はその必要はない。</p> <p>3. 予定価格、請負金額ともに5億円を下回るため、長において契約を締結したが、その後設計変更を加える必要が生じ、請負金額が5億円をこえることになった場合……議会の議決が必要(S12.11.10行実)</p> <p>つまり、議会の議決を得た事実の変更に関する契約である限り、議決を得た請負金額の減額変更の結果、条例に規定する金額である5億円に達しなくなった場合を除き、増額又は減額の別に関わらず、1円の契約金額変更においても、すべて議会の再議決を要することとなる。</p> <p>今回、契約変更に際しての再議決の状況を確認したところ、増額変更契約の場合には全ての契約で議会の再議決を得ていたが、減額変更契約の場合には、当該工事を含め、過去に遡及しても全てにおいて、議会に対して何らの手続きも行われておらず、議会の再議決を得ていないことが判明した。</p> <p>工事契約においては、減額変更契約事案は頻繁に発生する事であり、確かに少額の減額変更全てにおいて議会の再議決を得るのは、手続き上事務処理が膨大になり、工期の遅延等事業遂行に支障をきたす恐れが考えられる。 しかし、他の自治体における議会の議決に付すべき契約等に関する条例において、「当初予定価格のパーセント以内の変更契約については、議会の議決に付すことを要しない」や、変更金額によって「専決処分をすることができる」旨等の条文を追加している場合もあるが、長崎県において現在そのような条文体系になっておらず、例えば1円の減額変更契約においても、議会の再議決が必要な状態となっている。</p> <p>いずれにしても、現状は地方自治法違反及び条例違反の状態が長期間継続していることになっており、条例の改正も視野に入れ、早急に適正な措置を講じるべきである。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成27年2月議会より、減額変更についても、議会の再議決に諮っております。 また、平成27年11月議会において、「知事の専決処分に属する軽易な事項の指定について」に「軽易な金額変更については専決処分をすることができる」旨の条文が追加改正されております。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号3.長崎県漁業取締船建造工事】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.182	漁業取締室	<p>(1)共同施工方式の履行状況に関する発注者の確認責任について（意見）</p> <p>当該契約については、入札参加資格要件にも記載のとおり、県外企業であるA社が代表構成員となり、県内企業であるB社がその他構成員として共同企業体（以下、「JV」という。）を結成し、一般競争入札により落札し施工を行っている。</p> <p>代表構成員は、建造工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、契約の締結、代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとされている。（共同企業体協定書、第7条より）</p> <p>JV方式による目的としては、技術的難度が高い軽合金製漁業取締船の建造について、共同施工によって中小造船業者の技術の向上と育成を図り、併せて、建造工事の高品質と安定的施工を確保することとされており、（「長崎県漁業取締船建造工事共同企業体取扱要領」より）県内中小造船業者の技術力育成が、その趣旨であると同える。</p> <p>建造難易度の高い軽合金製船の建造実績がある県外企業とのJVにより、県内造船業の技術力向上を目標としているものであり、入札参加資格要件においても、「経営の形態は共同施工方式であること」が明記されている。</p> <p>今回、監査に当たり各種資料の確認及び担当者へのヒアリングを行ったが、その他構成員である県内企業のB社の社員等技術者が、当該建造工事についてどの程度携わっていたか確認でき得る資料が存在していない。</p> <p>当該B社と、県外企業であるA社は、過去においてもJVを結成し、確認でき得る限り2隻について県発注の漁業取締船の建造を請け負っているが、当該2隻についてもA社が代表構成員であり、B社はその他構成員であった。</p> <p>JV方式により県内中小造船業者の育成と技術力向上を目的とするのであれば、発注者である県においては、建造工程における施工体制や人員数等、その他構成員である県内企業の施工状況等を確認すべきであると言える。</p> <p>今後、同様な工事を発注する場合は、その趣旨を十分に理解し、発注者責任を履行し、県内中小造船業者の育成と技術力向上に寄与できるように監督体制を整えることを検討されたい。</p>	<p>（措置済）</p> <p>JV方式による同様の工事では、共同企業体協定書に明記されている運営委員会において「工事の施工の基本に関する事項」等が決定されます。</p> <p>平成27年3月契約分からは、この決定事項の内容を把握することで、施工の行程や役割分担等を確認することとしております。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号4.旧松浦東高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.185	教育環境整備課	<p>(1) 随意契約の根拠について（意見） 今回の無償譲渡に関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。 まず、当該契約が随意契約により無償にて譲渡となった根拠法令について確認してみる。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 担当者へのヒアリングでは、当該条文の内、「その他の契約で～」に該当するため随意契約とする根拠である旨の回答を得ている。</p> <p>平成4年4月24日付4管第57号総務部長通知「普通財産（土地、建物）の処分契約に付す条件について」 処分の方法 処分の契約の方法（以下「処分契約」という。）は一般競争入札によることが原則であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当するときは随意契約によることができるものとする。 なお、処分契約が次のいずれかに該当するときは、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものとして、同条同項第2号の規定により随意契約によることができるものとする。 一 長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1項各号に基づき処分するとき。</p> <p>長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1項各号 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲与し、又は減額譲渡するとき。 (2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲与するとき。 (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを、寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲与し、又は減額譲渡するとき。 (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲与するとき。 今回の無償譲渡は第1号及び第3号を根拠にしている。</p> <p>さらに、教育環境整備課（以下、「同課」という。）内において、次のように事務取扱基準を設けている。</p> <p>廃校に伴う県有財産の譲与等に関する事務取扱基準 1 目的 この取扱基準は、県立高校の再編整備により廃校した学校の財産処分について、廃校した学校の県有財産（以下「県有財産」という。）を市町へ譲与する場合の事務処理に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 譲与 県有財産を譲与できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、国庫補助金の返還がある場合を除く。 (1) 市町有地上の県有財産（建物）で、市町が公共の用又は直接その用に供するため、県有財産（建物）を必要とする場合。 (2) 市町等から県に寄附された県有財産について、県での用途がなく市町が公共の用又は直接その用に供するため、県有財産を必要とする場合。 (3) 市町等から県に寄附された県有財産と購入等により取得した県有財産の両方をもつ学校について、県での用途がなく市町が公共の用又は直接の用に供するため、県有財産を一括して必要とする場合。 ただし、知事が特に認める場合に限る。 今回の無償譲渡は、第2項第3号を根拠にしている。</p> <p>県では、県有財産管理運用本部会議において、未利用地の分類基準を定めており、その中では、公共的利用計画がない場合には、3年間を限度に公共的な活用を検討し、最終的に公共的な活用が見込めない場合は、公募により一般競争入札による処分（売却）を行うことが明記されている。</p> <p>参考：平成22年度売却方針見直しを踏まえた今後の未利用地の分類基準 H23.1.31決定（県有財産管理運用本部会議）</p> <p>【監査結果報告書187頁参照】</p>	<p>（その他）</p> <p>企業誘致は、地域の活性化、雇用の創出、県民所得向上などに寄与する重要施策の一つであります が、本県においては、他県と比較して優良工業団地のストックの少なさや団地整備の必要性が指摘されているところです。 企業立地は、いかに先を見通し、企業ニーズに応える形で適地を整備し、積極的にセールスを行うことが重要であり、今回松浦市が整備した東部工業団地は、平成23年に発生した東日本大震災の影響から、生産拠点や生産活動が西日本へシフトする動きを見せるなか、有識者等も含めて様々な視点での検討が行われたうえで、松浦市の政策として計画されたものであります。 このようなことから、今回の無償譲渡は、市の地域活性化や雇用創出のための「公共の用、又は直接その用に供するもの」に準じるものと考えております。 また、県有財産管理運用本部会議で定めた未利用地の分類基準では、まず地元市町からの要望や具体的提案を優先することとしておりますが、仮に一般競争入札を実施した場合、実習施設等の建物が多く存在する広大地に対して応募者は見込めず、入札のために地質調査や測量など多額の経費を費やすというデメリットがあり、松浦市との随意契約は、地域の活性化等に寄与するとともに、県が負担すべき建物等の解体費が不要となるメリットがあることから妥当な措置であったと判断しております。 今後も引き続き、根拠となる条例や規則、関係通知等を遵守しながら、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号4.旧松浦東高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>上記のように、根拠法令等から、今回の譲渡に関して松浦市へ随意契約により無償で譲渡するには、松浦市が当該県有財産を公共の用又は直接の用に供する必要がある。</p> <p>しかし、県は松浦市が市営工業団地として活用することについて、公共の用又は直接の用に供するに当たらないと認識しておきながら、地元地域の活性化や雇用の創出を生み出し、本県の産業振興に寄与するとし、公共の用又は直接その用に供するものに準じるものであるとの理由から、知事承認の下、随意契約により松浦市へ無償譲渡を行った。</p> <p>ここで、松浦市の現況及び当時の状況等から、今回の市営工業団地造成が果たして公共の用又は直接の用に供するものに準じていると考えられるかの検証を行う。</p> <p>松浦市には、今回の譲渡が行われた平成23年当時、既に5つの工業団地・適地が存在しており、旧松浦東高等学校跡地の同地区には、平成7年から分譲を開始していた今福工業団地がある。</p> <p>今回の譲渡において、松浦市が提出した普通財産譲与申請書の添付資料には、今回の松浦市東部工業団地整備の理由について、「今福工業団地の南東に位置することから、隣接もしくは一体的な工業団地としての整備が期待され、また整備中の西九州自動車道が完成すれば、そのポテンシャルはさらに向上するものと期待される。」との記載がある。</p> <p>しかし、当該添付資料においては、今福工業団地には全体の72%にあたる28,436.42㎡が分譲可能な適地として存在する旨の説明があり、その当時、それだけの分譲残地が存在していたことを証明している。</p> <p>では、松浦市における他の工業団地の状況はどうであろうか。松浦市のホームページを基に、松浦市東部工業団地の状況と合わせてまとめたのが次の表である。</p> <p>【監査結果報告書189頁参照】</p> <p>上記のように、監査日である平成26年8月現在においても、該当する平野工業団地及び坊ノ上地区において、分譲可能敷地面積の約80%にあたる、合計50,526.22㎡もの分譲残地が存在しており、平成23年当時の今福工業団地の分譲残地と合わせると、その当時少なくとも78,962.65㎡の広大な分譲残地が存在していたことになる。</p> <p>また、西九州自動車道が完成することにより、工業団地のポテンシャルがさらに向上する見込みとあるが、松浦市から福岡への全線が開通するか、若しくは、松浦市から佐世保への全線が開通するかしないかと、その見込みは意味をなさないものであると考えられる。</p> <p>そのことを鑑みると、そもそも現在においても、その区間が開通する見込みは立っていない状況であり、西九州自動車道の完成による優位性を見込んだところで、今後相当期間の待機期間があるのは明らかと考えられる。</p> <p>長崎県内の他自治体に存在する工業団地においても、交通の便の良し悪しにより分譲状況に差が出ていることは周知の事実である。</p> <p>そのような状況において、松浦市東部工業団地の約60,000㎡を造成したところで、企業が進出し、分譲地の売却が見込めたのか、甚だ疑問が残るところである。</p> <p>なお、今福工業団地は現在、全敷地分譲済みであるが、松浦市東部工業団地においては、平成25年8月から分譲開始後1年超を経過した現在においても、全く分譲ができていない。</p> <p>以上のことから、平成23年当時、松浦市において新たに工業団地を造成しても、早期に企業が進出するとの見込みを持つことは、可能性としては相当低かったと言わざるを得ず、結果として雇用の創出を生むこともなく、地域が活性化することもないばかりか、松浦市においては、生産性のない土地保有が拡大することになり、当該土地の管理費ばかりが増大することになることは、容易に想定できたと考えられる。</p> <p>確かに企業立地は、先を見通し企業ニーズに応える形で整備する必要があることは理解できる。しかし、今回の場合においては、「公共の用、又は直接その用に供するもの」に準じると言えるか疑問が残る状況であったと考察される。</p> <p>今回の譲渡が、公共の用又は直接の用に供しないものと認識されていた場合は、原則として公募により一般競争入札により売却することになっていた。その場合、旧松浦東高等学校敷地全体の鑑定評価額218,672,000円及び、解体を前提としなければ建物についても売却対象となることから、当該建物の残存価格126,306,966円の合計約3億5千万円弱が売却価格の基礎となったことが考えられる。</p> <p>実際に、一般競争入札により売却するとすると、測量や地質調査のための費用等が生じることや、普通科高校と異なり、旧園芸高校施設としての広大地あるいは農業実習施設等が数多く存在することから、応札してくる者が現れるか不明であること等が考えられるが、いずれにしても本来一般競争入札により契約を行うべきところ、随意契約により無償で譲渡したことにより、県は、県の財政として収支改善に寄与すべき相当額の歳入を得る機会を喪失してしまったと言える。</p> <p>県は、今後適正な状況把握に努め、適正な契約ができる体制を整備するよう検討を行うべきと思われる。</p>		

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号 4. 旧松浦東高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 191	教育環境整備課	<p>(2) 議会審議における適正な情報開示について（意見） 今回の譲渡に関しては、平成23年11月定例県議会において審議が行われている。 平成23年11月24日付けにて、同課から「旧松浦東高等学校財産の松浦市への無償譲渡について」の文書において、概要の説明がなされている。 当該文書において無償譲渡の根拠として次のような記載がある。</p> <p>2 無償譲渡の根拠 (1) 松浦市から県へ寄附された土地34,260㎡については、市営工業団地としての活用が地域の活性化や雇用を創出し本県の産業振興に寄与するものであり、「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1号及び第3号」に規定する公共用としての目的に準じることから、松浦市へ譲与する。 (2) 県が購入した土地42,029.91㎡については、土地鑑定評価額から建物等の解体費用を控除することになるが、解体費用が土地代を上回っているため、無償で譲渡する。 (3) 建物については、松浦市の負担による解体を条件としていることから、無償で譲渡する。</p> <p>確かに、当該文書(1)において「公共用としての目的に準じる」旨の記載はあるが、当該契約全体が、「公共用としての目的に準じる」ことを掲げ所に、随意契約の根拠としたことについては、一切説明がなされていない。 平成23年12月12日開催の文教厚生委員会における審議の議事録を確認しても、「公共用としての目的に準じる」こと、及びそれにより随意契約とした旨の口頭説明は一切行われておらず、あたかも今回の譲渡が「正に公共用に供する目的」であり、随意契約は当然であると誤解されるような説明を行っていると言える。</p> <p>本来一般競争入札に付すべき契約方法を随意契約とした理由については、契約議案の審議上、重要な項目であると言えるが、今回の契約について、県は議会に対する説明責任を果たしていないと言わなければならない。</p> <p>県は、議会において適正な審議が行われるように、審議の判断過程において重要な意味を形成する事項については、文書記載のみならず、十分な内容の説明を行うことにより、説明責任を果たすと考えられる。</p> <p>今後、審議に際して重要な事項については、適正な情報開示を行い、十分な内容説明を行うべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>県議会に対しては、予め資料等により財産処分の内容を説明し、審議を経た上で承認されたものと認識しておりますが、今後はご意見を踏まえ、県議会の審議に際しても重要な事項については、より十分な説明を行うよう努めてまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号5.浦上川線仮栈橋鋼材 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.193	都市計画課	<p>(1)処分する県有財産の評価算定における考え方について（意見） 今回、当該鋼材の売り払いに関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。 当該鋼材については、撤去処分に係る起案文書等でも分かることあり、県は「スクラップ鋼材」として認識し、評価を行っている。 当該鋼材の売り払いについては、平成23年10月において適正な手続きの下で一般競争入札が行われているが、当該入札に係る予定価格の積算を行うにあたり、8社の業者に見積り依頼を行い、7社から回答があつており、当該見積価格も予定価格算定の参考としている。 当該参考見積の内容は次のとおり。</p> <p>【監査結果報告書193頁参照】</p> <p>当該参考見積においては、通常契約案件で採用している異常値（±30%超）を除外して参考価格を考えた場合、建設物価の鋼材スクラップ価格単価から県において算出した運搬費を控除した価格が近似値であつたこともあり、最終的には建設物価の単価を基準に予定価格の算出を行っている。</p> <p>ここで注視すべきは、業者間における鋼材残存価格の大幅な差異である。 最高値の業者と、最安値の業者との間では、当該価格において約2倍近くの差がある。 建設物価における鋼材スクラップ価格が市場売買価格と近似値であると考えた場合、業者 において、参考見積価格で買い取りを行い、そのまま市場に売却しても利益が見込めるが、他の業者 における参考見積価格では到底利益が見込めない価格と言える。</p> <p>さらに、最終的な一般競争入札の結果は次のとおり。</p> <p>【監査結果報告書193頁参照】</p> <p>このように、一般競争入札において業者Aが落札したが、落札価格は鋼材スクラップ価格を基準に算出した予定価格の実に約1.5倍程度の価格であり、最安値である業者Fとは約2倍の価格差異があつた。 また、単に落札した業者Aのみならず、入札価格の上位3社（業者A・B・C）においては、入札価格にほとんど差がなく、結果として、建設物価における鋼材スクラップ価格が市場売買価格と近似値であると考えた場合においては、そのまま市場で売却しても到底利益が見込めない価格と考えられ、その評価には大幅な差異があると言ふべきである。</p> <p>以上より考察するに、当該県有財産である鋼材を売り払うにあたり、単にスクラップ鋼材として評価することが果たして適正であつたのか、と言ふ疑問が生じるのである。</p> <p>このことについて県の担当者へのヒアリング等を行ったが、古いものでは約10年に亘り水中に存在しており、腐食がすすんでいる物も多く存在するのであるから、今までの通例においても、スクラップ鋼材として認識するのが当然であり、その基準で評価すべきである。さらに、積算見積りに採用する建設物価においても、鋼材単価の算定にあたっては、「新品」「中古（新品同様の規格鋼材 新品単価の約9割の価格）」「スクラップ鋼材」の基準の他がなく、また、中古として評価した場合、鋼材の品質に対して県が保証をする必要があり、以上を勘案するとスクラップ鋼材として評価する他ない、とのことであつた。</p> <p>確かに、一般的に考えて、そのような評価となることに異論があるわけではないが、それでは上記資料にあるように、業者によって当該鋼材価格の評価に大幅な差異があること、又、スクラップ鋼材市場単価との整合性についても説明ができない状況であると言える。</p> <p>ここで、現在の世間の鋼材市場について、インターネットのホームページ等において調べた結果、次のような市場であることが考えられる。</p> <p>【監査結果報告書194頁参照】</p> <p>イメージ図にあるように、鋼材市場においては、 の、規格品として使用できない中古鋼材を買い取り、加工して販売する市場が存在しており、全国多数の業者が存在し、取引が一般化していると考えられる。</p> <p>現在、県においては、イメージ図 の規格品外中古鋼材の買取り市場（以下、「中古買取り市場」と言う。）の存在を認識できておらず、積算見積算定の基礎となる建設物価においても、当該市場を反映する単価が存在していない状態である。</p> <p>現状では、今回と同様な事案が発生した場合において、十分に中古買取り市場において売買可能な鋼材が存在していても、それより単価が低いスクラップ鋼材での評価にて予定価格の算定を行うことになる。 今回の入札でも存在していたように、応札業者が、仮にスクラップ鋼材での評価しかできない業者のみであつた場合、入札が不調とならず、適正な市場価格からは相当に低い価格での落札があることも考えられ、県の財政として収支改善に本来寄与すべき歳入に、相当額のロスが生じることになる可能性を含んでいると言える。</p> <p>県は、県有財産について当然に適正な価格での評価を行うべきであり、今後、時代とともに変化する市場状況の把握を行い、新たな市場が発生した場合等においては、適正に対応すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>新たな市場が発生した場合等には、関係機関と協議し、適正な評価を行つてまいります。 なお、今回の鋼材市場については、平成27年9月における物価資料においても、新たな市場状況での価格の掲載がなく、新たな市場の価格が公的機関が採用できる程度に一般化していないことを確認しています。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号6.一般国道202号橋梁整備工事(雪川橋上部工)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.197	道路建設課	<p>(1)設計内容変更について(意見)</p> <p>平成25年10月25日に契約変更がなされている。 変更理由は下記の事項が生じたため、設計金額が当初810,317,550円(税込)から、変更後788,436,600円に減額になったためである。</p> <p>(変更理由)</p> <p>現場環境の再検証により、塗装・防食仕様の見直し及び桁端部塗装範囲の増工を行う。 仮橋工において、当初、下部工完了時に一旦撤去予定であった覆工板について、架設作業の円滑化とコスト面のメリットを勘案し、架設完了時まで存置させることによる運搬費等の数量減を行う。 照明灯の灯具仕様をナトリウムランプからLEDに変更する。 その他、諸数量の増減を行うものである。</p> <p>保管されている変更理由書には上記のように記載がなされているが、変更内容を確認したところ、路面の排水対策の排水枡加工が当初の設計には入っており、変更契約により追加している事が判明した。 現場の状況によっては、このようなことが発生することも考えられるが、設計当初に最大限考慮できるよう、当初設計の精度を高めるべきであると言える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>当該工事の排水枡設置時の舗装との段差については、舗装による擦り付けもしくは、製品の据え付けによる調整で施工できるものと判断し、当初設計では、枡の加工費は計上してありませんでした。 しかし、現地で着手したところ、上記の方法では、車両の走行に支障を来す恐れが生じたことから、排水枡を加工することとし、その加工費を追加計上したものです。 通常考慮できる事については、当然、当初設計に計上しますが、当該工事のように着後に発覚することもあり、変更契約により追加することとなります。 監査での意見を踏まえて、当初設計時の精度向上に努めてまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号7・8.長崎県立総合運動公園新陸上競技場新築工事(1工区)(2工区)一部変更】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.199	都市計画課	<p>(1)土工事の設計変更について(意見)</p> <p>当該工事の契約額増額変更の理由の一つに、土工事の設計変更(約1,930万円)があげられている。平成24年2月定例議会の環境生活委員会(土木部)において、「土工事の設計に際しては、既存建物解体後に現況を調査して新築工事に反映させるのが本来の姿であるが、既存競技場をできるだけ長く利用することに重点をおいたため、建物解体後の敷地形状を正確に把握することができず想定で設計を行うことになり、その想定と実際の形状が異なったので、土工事の数量を変更することになった。」旨の理由説明がなされている。</p> <p>今回の競技場建替え工事は、競技場を利用できない期間を極力短くすることに特段の配慮をしたこともあり、現況調査が不十分な状態で当初の設計を行わざるをえなかったことは致し方ないことと考えられ、想定と違った場合の設計変更も当初より予定されていたことではある。しかし、今回の想定は既存建物の竣工図面等がない状態となされたものであり、その竣工図面等が存在していれば、もう少し変更幅は少なかったものと推察される。</p> <p>県で定める文書の保存期間は最長で30年までであるが、建築物等の図面等の保存については特段規定されておらず、図面等の保存はこれまで担当部署の判断に任されていた。そのため、今回のように建築してから長い年月を経過している既存競技場のような建物の図面等については、所在が不明となっているものが他にもあるのではないかと考えられる。</p> <p>建築物に限らず長い期間で使用されるものの図面等については、その使用期間中は保存を義務付ける等の検討を行う必要があると思われる。</p>	<p>(措置済)</p> <p>竣工図面については、建築課、都市計画課、及び陸上競技場内において、次期建て替え時まで保管することとしました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号9. 一般県道諫早外環状線道路改良工事(仮称)1号トンネル】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.200	道路建設課	<p>(1)債務負担行為調書の記載方法について（意見） 当該議案は、契約の締結に関する議案である。平成23年12月22日に仮契約を締結し、当該議決を受けて、平成24年3月16日に本契約となったものである。当該工事の工期は平成24年3月16日から平成25年7月31日と複数年度にわたるため、その前提として、平成22年度一般会計予算審議において、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、議会に示し、承認を得なければならない（債務負担行為）。</p> <p>地方自治法 （予算の調製及び議決） 第211条 2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。</p> <p>地方自治施行令 第144条 地方自治法第二百一十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。 (3) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査 2 前項第一号から第四号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。</p> <p>地方自治法施行規則 第15条の2 予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。</p> <p>【監査結果報告書201頁参照】</p> <p>下記は、平成23年2月定例県議会において、環境生活委員会に示した債務負担行為調書である。</p> <p>【監査結果報告書202頁参照】</p> <p>（仮称）1号トンネルの債務負担行為に関しては、この定例県議会における平成23年度一般会計予算審議のなかで審議されるべきであるが、上記、債務負担行為調書において「一般県道諫早外環状線」が記載されていない。</p> <p>債務負担行為については、事項、期間及び限度額の議決を受けていることから、その予算の範囲内で執行が認められる。しかし、環境生活委員会に提出した債務負担行為調書に路線名、箇所名などが記載されていることで、記載のない路線については、債務負担行為の承認がなされていないように見える。 このような示し方をするのであれば、誤解が生じないようにする必要があると思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>債務負担行為の議決事項は「事項、限度額、期間」であり、一つ一つの路線に設定するものではありません。 このことから、債務負担行為調書には、その時点で実施する可能性の高い箇所を記載しているにすぎず、議決事項として示しているものではありません。 しかしながら 債務負担行為調書に路線を示すことで、個別に議会の承認を受けているかのような誤解を招くことから、平成26年2月議会から、路線の提示はしないことといたしました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号10.一般国道207号改良事業に伴う道路改良工事】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.204	道路建設課	<p>当該工事に関してはJR九州長崎本線に近接した区間の道路拡幅工事であるため、施行においては軌道敷内の信号移設や鉄道敷の上空及び隣接地で作業を行わなければならない。このため、工事は列車の運行管理及び調整をはかりながらの作業となるため、高度で特殊な技術力が必要となる。このことから鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）との1社随意契約での工事実施が不可欠である。</p> <p>そこで長崎県（以下、「県」という。）は平成24年2月2日にJR九州と基本協定書を締結し、JR九州の軌道に影響する改良工事についてはJR九州に工事の委託を行い、また、JR九州が実施する改良工事に伴う改良事業の実施に際しては、工事負担金をJR九州に拠出している。</p> <p>JR九州への工事委託及び負担金拠出においては、国土交通省と鉄道事業者の間の「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」について（通知）（平成21年1月22日）（以下、申し合わせという。）に基づき、県とJR九州は、この申し合わせを参考として契約及び負担金拠出の透明性確保のための取組を行ってきたところである。</p> <p>実際に県としては、まずJR九州と基本協定書を締結し、その後年度ごとの実施協定書を作成し、それに基づいた手続きを執行している。</p> <p>「申し合わせ事項」については、国土交通省と鉄道事業者が協議をして決めている事項であり、国土交通省からは、関係機関に対して、この「申し合わせ事項」を参考に運用することが通知されている。</p> <p>このため、JR九州は「申し合わせ事項」にない書類は提出しない方針であり、この内容を変更するためには、国土交通省を含め全国的な調整が必要となることから、県がJR九州と直接協議をすることは困難であるが、下記のような問題点も考えられる。</p> <p>(1)負担金工事、委託工事の積算等について（結果） 県では、鉄道事業者が実施する改良工事に伴うJR九州の設備等の改良事業工事（負担金工事）に関する設計及び積算を行っておらず、また、提示されている計画予算、事業費負担額調書には、作業ごとの「一式」等の内容にて金額が記載されているものしかなく、詳細な検査は実施できない状況にある。</p> <p>また、委託工事に関しては、県独自で積算を行い、JR九州から提出された事業費負担額調書と比較検討を行っているが、これについても総額での比較検討をしている状況である。</p> <p>鉄道事業者への負担金拠出、委託費支出に関する更なる透明性の確保のためには、積算や工事内訳書等について、より一層詳細な情報及び資料等を提示することをJR九州に要望すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>鉄道事業者との工事委託に伴う基本協定及び負担金拠出については、平成21年度に国土交通省と鉄道事業者の調整会議に基づいて作成された通知「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」により実施しております。</p> <p>このことから、当該工事の運用については、直接県で調整することができないため、例年1月頃に開催される「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で国を通じて、JR九州へ要望することとしております。</p>	
p.205	道路建設課	<p>(2)基本協定書について（結果） 県は年度の事業費総額の40%を限度に前金払いを実施しているが、その事に関しては基本協定書に記載がなされていない。本来は前金払に関する条項を記載すべきである。また、協定書には損害賠償等の条項も記載されていない。</p> <p>例えば監査日現在において、現在の工事の進行状況に関して質問したところ、大幅な工事の遅れが生じている状況とのことであったが、何の保証もされない現在の協定書は県としてのリスクが非常に高いものであると言わざるを得ない。</p>	<p>（措置済）</p> <p>基本協定書の前金払、損害賠償等に関する条項については、直接県で調整することができないため、例年1月頃に開催される「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で国を通じて、JR九州へ要望することとしております。</p>	
p.205	道路建設課	<p>(3)管理費の設定根拠について（結果） 管理費に関しては、計画予算、事業費負担額調書に単に「率による」と記載され、工事額の約6.9%が計上されているが、その根拠に関しては県側も不明との事である。</p> <p>上記(1)の記載と同じく、より一層詳細な情報及び資料等を提示することをJR九州に要望すべきである。</p>	<p>（措置済）</p> <p>管理費の設定根拠については、直接県で調整することができないため、例年1月頃に開催される「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で国を通じて、JR九州へ要望することとしております。</p>	
p.205	道路建設課	<p>(4)検査方法の見直しについて（結果） 通常の委託工事であれば、検査に関して、請負工事と同等の検査方法を用いて実施すべきであるが、現状では、あくまでJR九州が行っている。</p> <p>県においてはJR九州からの引渡し時に実際に検査を行っているが、それに関しての相互確認の資料等は作成されておらず、検査の実効性確認のためにも書類の整備が必要である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>検査方法の見直しについては、直接県で調整することができないため、例年1月頃に開催される「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」の中で国を通じて、JR九州へ要望することとしております。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号12. 田尻地区東排水機製作据付工事】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.207	農村整備課	<p>(1)県内企業の技術力向上に向けた取り組みについて（意見）</p> <p>当該工事は設計価格において、約9割が排水機の製作に要し、残りの約1割がその据付工事に要するものと積算されている。排水機の製作については、検査設備等を備えた相当の工場設備を保有又は確保していなければ製作することが不可能なため、実質的には県内企業単独で応札できる企業はないものと考えられており、実際においても、排水機の製作は大阪にある代表構成員の自社工場で行われ、主ポンプ設備も代表構成員が自主製作している。</p> <p>また、本工事のような工場製作を含む工事の場合においては、工場製作のみを施工している期間は同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は工場製作に係る主任技術者（監理技術者）の専任義務は緩和されており、この工事における工場製作工に係る主任技術者（監理技術者）に関する条件では、工場製作のみの期間は技術者の専任制を義務付けないとされている。</p> <p>国土交通省の「共同企業体の在り方について」における活用の基本方針には、「建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。」、「共同企業体の対象工事については、共同施工の体制を経済的に維持し得る工事規模を確保するとともに、受注者においては適正に技術者を配置し、合理的な基準の下で運営することにより工事の適正かつ円滑な施工を行うものとする。」等が掲げられている。</p> <p>長崎県が発注する建設工事の共同請負施工による場合の取り扱いについては、「長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領」に定められており、その要領の目的において「県内建設業者の技術の向上のため、共同請負施工により、県内建設業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的とする。」と規定されており、県外企業と県内企業との2企業構成の組み合わせによる共同企業体の場合の県内企業の出資比率については、原則として45%以上と規定されている。（注：平成26年3月において見直しが行われ、各構成員の工事に関する割合に応じて定めることができるようになった。この場合においても、県内企業の最小限度出資比率は2企業構成の場合は30%以上、3企業構成の場合は20%以上としている。）</p> <p>当該工事について共同企業体を対象とした工事にした理由は、県内企業の経済的地位の向上に留まらず、工事実績のある施工能力の高い県外企業と共同で施工することにより、県内企業の技術力の向上を主たる要因としているものである。</p> <p>当該工事の据付工事部分については、現地企業としての強みを生かした工事の施工ができることは容易に理解できるが、主要部分である排水機の製作については、工場が県外にあることに加え、主任技術者の専任が義務付けられていないため、県内企業の技術者の製作についての関与度合いが確認できない。</p> <p>そもそも、工場製作を含む工事の場合の主任技術者の専任義務付けが緩和されている理由は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限られていると考えられ、本工事のように県外の工場で作成が行われる場合については、その工場に常駐していなければ技術の吸収ができないと思われる。</p> <p>従って、このような共同施工体制の場合は、県内企業の技術力向上に寄与するためには、県内企業の技術者について、専任を義務付ける事を検討する必要があると考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>国の「監理技術者マニュアル」を受け、県においても「技術者制度運用マニュアル」で「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む建設工事の工場製作のみが行われている期間は、技術者の専任を要しない」と定めているため、指摘を受けている工場製作のみが行われている期間における技術者については専任ではなく、工事の過程における県内業者の関与をできる限り図ることで、技術力向上に寄与させていきたいと考えております。</p> <p>今後のJV方式の発注にあたっては、工事受注後に出資比率に応じた工事への関与度合いについて受注業者への確認等を徹底していくため地方機関へ9月18日付けで文書通知を行いました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号13.旧長崎南商業高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.211	教育環境整備課	<p>(1)無償譲渡部分に関する根拠法令等の適用誤りについて（結果）</p> <p>当該譲渡が随意契約により無償譲渡となった根拠法令の考察に関しては、先述「旧松浦東高等学校財産処分」を参照</p> <p>今回の無償譲渡に関して、資料の確認及び担当者へのヒアリングを行った。</p> <p>企業立地用地とした土地の面積25,000㎡については、処分当時の平地部分29,003.95㎡から、危険区域に属する平地部分（多目的広場：引き続き現況のまま長崎市が管理）1,733.47㎡及び造成にあたって設置する公園道路1,345.80㎡・造成緑地850.45㎡を控除し算定している。</p> <p>当該控除部分に関しては、現況のまま利用する既存緑地である法面部分と合わせて無償譲渡となっているが、その理由としては前述のとおり、「企業立地用地以外の土地については、長崎市が道路、公園・緑地等を引き続き管理することから、長崎市へ譲与する。」とされており、「普通財産の譲与及び減額譲渡に関する事務取扱基準」（以下、「取扱基準」という。）における次の事項を根拠としている。</p> <p>普通財産の譲与及び減額譲渡に関する事務取扱基準 （平成9年9月2日 総務部長決裁（財政課合議）） 2.（譲与） 条例第3条第1号の規定により、普通財産を譲与できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。 （1）現に道路、水路、公園・緑地の用に供されている県有地を、他の地方公共団体その他公共団体において引き続き同一の用に供するため必要とする場合。</p> <p>ここで、当該無償部分の内容について考察してみる。</p> <p>A．現況のまま利用する既存緑地である法面部分 現に緑地の用に供されている県有地であり、譲渡後も長崎市が引き続き緑地として管理するため、取扱基準に合致し、無償譲渡は問題ないと考え。</p> <p>B．平地部分の内、危険区域である多目的広場部分及び危険区域に伴う造成緑地部分 危険区域であり、利用ができないことから、譲渡後も長崎市が引き続き現況の状態での管理するので、取扱基準に合致し、無償譲渡は問題ないと考え。</p> <p>C．造成にあたって設置する公園道路 公園道路について、県は造成後も長崎市が引き続き緑地等を管理するために必要な道路として無償譲渡としているとの説明であったが、譲渡前の状況では学校敷地部分であり、道路の用途では使用しておらず、工業団地の造成により新たに設置する部分であり、取扱基準の主旨に合致しないと考える。</p> <p>よって、今回の譲渡の内、工業団地造成にあたって設置する公園道路については、企業立地用地整備の一部と考えるべきであり、他に根拠となる法令等もないことから、無償で譲渡することは取扱基準の適用誤りと言わなければならない。</p> <p>以上のことより、本来企業立地用地として譲渡した面積は、平地部分29,003.95㎡から危険区域に属する平地部分1,733.47㎡及び造成緑地部分850.45㎡を控除した、約26,400㎡とすべきである。</p> <p>売払額を再計算してみる。（千円未満切り上げ）</p> <p style="text-align: center;">25,000㎡×7,737円/㎡=193,425,000円 26,400㎡×7,737円/㎡=204,256,800円</p> <p>解体費用として見積もられた201,240,000円を差し引いても、3,016,800円の譲渡金額が発生することになると考えられる。</p> <p>本契約も済み、長崎市においては分譲も完了しているが、以上の結果を踏まえ、県は長崎市と再度協議すべきである。</p>	<p>（その他）</p> <p>ご指摘のあった道路については、工業団地造成後、長崎市が法面や緑地等を引き続き管理するために管理用道路として必要なものであり、企業立地用地として位置づけるべきものではないと考えております。</p> <p>このため、法面・緑地・水路などと同様に長崎市へ無償譲渡したことは妥当と考えており、改めて長崎市と協議を行う予定はありません。</p> <p>なお、適用条項については、今回のご意見を踏まえ、今後は、根拠となる条例や規則、関係通知を的確に踏まえた上で、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号13.旧長崎南商業高等学校 財産の処分】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.213	教育環境整備課	<p>(2) 議会審議における適正な情報開示について（意見） 今回の譲渡については、平成24年8月定例会議にて審議が行われている。審議に先立ち、県から議案資料として提出された文書は次のとおり。</p> <p>【監査結果報告書213頁参照】</p> <p>今回の譲渡も、先に平成23年11月において審議済みの「旧松浦東高等学校跡地財産処分」（以下、「旧松浦東」と言う。）時と同様、工業団地造成を前提とした譲渡は、長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例第3条第1項第1号における「公共の用に供する」目的に準拠することを根拠に随意契約としているが、上記説明文書において、当該「準じる」旨の記載は一切ない。</p> <p>これは、平成24年8月定例会議、文教厚生委員会説明資料においても同様である。</p> <p>【監査結果報告書214頁参照】</p> <p>また、平成24年9月26日開催の文教厚生委員会における審議の議事録を確認しても、契約方法を随意契約とした理由については、一切の説明がない。「旧松浦東」時と同様に、本来一般競争入札に付すべき契約方法を随意契約とした理由については、契約議案の審議上、重要な項目であると言えるが、今回の契約についても、県は議会に対する説明責任を果たしていないと言える。そればかりか、「旧松浦東」にて先例が出来たこともあり、説明文書においても「公共の用に供する」目的に準じる旨の記載まで一切なされていない。</p> <p>県は、議会において適正な審議が行われるように、審議の判断過程において重要な意味を形成する事項については、十分な内容の説明を行うことにより、説明責任を果たすと考えられる。審議に際して重要な事項については、適正な情報開示を行い、十分な内容説明を行うべきと考える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>県議会に対しては、予め資料等により財産処分の内容を説明し、審議を経た上で承認されたものと認識しておりますが、今後はご意見を踏まえ、県議会の審議に際しても重要な事項については、より十分な説明を行うよう努めてまいります。</p>	
p.215	教育環境整備課、管財課	<p>(3) 情報公開基準の検討について（意見） 県は、情報公開の一環として、長崎県のHP上において「限度額を超えた随意契約情報」を掲載し、随意契約とした理由を公開している。内容は次のとおり。</p> <p>【監査結果報告書215頁参照】</p> <p>県では「旧松浦東」及び今回の譲渡は、土地の鑑定評価額（売払い額）から建物の解体費用を控除した結果、差し引きマイナスになることにより、結果的に無償譲渡となっていることから財産の売払いではないとしているが、もともと財産の鑑定評価額（売払い額）としては各々1億円～2億円程度であり、財務規則105条の2における限度額50万円を超過している。</p> <p>また、今回の各譲渡は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠としている。</p> <p>結果的に無償譲渡となったとしても、その契約内容については金額的にも重要性が高く、随意契約とした根拠からも、今後、情報公開について十分に検討を行うべきと考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>一般的に土地と建物（複合不動産）の鑑定評価では、建物を取り壊すことが最有効使用と認められる場合、当該敷地の更地としての価格から建物の解体費用を控除して評価額を決定することになっております。</p> <p>このことから、契約額とは控除前ではなく控除後の金額であると判断されますので、今回の無償譲渡については限度額50万円を超過するものではないと考えております。</p> <p>なお、財産の売払いにおける限度額を超えた随意契約については、相手方が個人や法人である場合は不利益情報となる恐れがありますので、今後は相手方が地方公共団体である場合について情報公開するかどうか検討してまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号16. 主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事(吉井1号橋上部工)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.218	道路建設課	<p>(1)契約書記載内容の不備について(結果) 当該工事に係る請負契約書を確認したところ、部分払いに関して第38条に記載があり、当該部分払いについての債務負担行為に係る契約の特則に関して第43条に記載がある。 契約書形式として、第38条が原則条項であり、第43条が特則条項であることが分かるが、当該工事に係る請負契約書において、前提となる原則条項である第38条において、部分払いができないように(～この請求は、工期中0回を超えることができない。)記載されているにもかかわらず、特則条項である第43条において部分払いが平成24年度及び平成25年度において各1回、合計2回請求できるようになっている。 理由としては、債務負担行為事案であるのに、単年度契約時の契約書記載内容によって作成したためであるとのことであった(中間前金払と部分払の選択)。 このように、前提となる原則条項を覆して特則条項にて請求を許すことは、契約書記載内容として適正ではないと言えることから、早急に修正が必要である。</p> <p>なお、道路建設課所管における今回の監査対象事件について、他に4件、同様に契約書記載内容の不備が発見された。 議会議決案件でない契約も含めて、全庁的に再点検を行い、修正が必要な場合には、早急に修正を行うべきである。</p> <p>(部分払い) 第38条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工率材料及び製造工場棟にある工場製品に対応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中()回を超えることができない。</p> <p>(債務負担行為に係る契約の部分払の特則) 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。～以下、省略～</p> <p>3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。 ()年度 ()回 ()年度 ()回 ()年度 ()回 ()年度 ()回</p>	<p>(措置済)</p> <p>部分払い請求可能回数を記入するよう、原則条項38条を修正しました。 部分払いや中間払い、債務負担行為の場合の支払方法などについて、関係職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

〔整理番号16. 主要地方道佐世保吉井松浦線橋梁整備工事(吉井1号橋上部工)〕

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.219	道路建設課	<p>(2)支払限度額工期の変更について(意見)</p> <p>当該工事については、債務負担行為事案であることから、各会計年度における請負代金の支払限度額を設定している。当該支払限度額に関しては、当初契約において契約書第40条に記載がある。</p> <p>(債務負担行為に係る契約の特則)</p> <p>第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下、「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>24年度 19,999,350円 25年度 732,676,350円 26年度 699,999,300円</p> <p>2. 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</p> <p>24年度 22,222,200円 25年度 814,084,950円 26年度 616,367,850円</p> <p>3. 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。以上のように記載があり、その支払限度額に応じた工期は記載していないにもかかわらず、課内稟議により当初契約時点から数回、各会計年度における支払限度額の工期を変更(延長)する旨を受注者へ通知している。</p> <p><平成25年3月22日通知> 平成24年度支払限度額に対する工期を以下のとおりとする。 変更前 平成25年3月22日 ~ 平成25年3月31日 変更後 平成25年3月22日 ~ 平成26年2月28日</p> <p><平成26年2月26日通知> 平成24年度支払限度額に対する工期を以下のとおりとする。 変更前 平成25年3月22日 ~ 平成26年2月28日 変更後 平成25年3月22日 ~ 平成26年3月14日</p> <p><平成26年3月28日通知> 平成25年度支払限度額に対する工期を以下のとおりとする。 変更前 平成26年3月15日 ~ 平成26年3月31日 変更後 平成26年3月15日 ~ 平成27年2月28日</p> <p>これは、国の経済対策補正予算に伴い、平成24年度及び平成25年度の各年度の支払限度額を増工し、事業の進捗を図ることとしたためであるが、そもそも支払限度額に工期という考えはない。ただし、支払限度額は年度ごとに設定しており、出来高に応じた支払いとなることから、その年度末までに支払限度額に応じた出来高とすることが前提となる。</p> <p>予算を繰越した場合に支払限度額に応じた出来高完成の「時期」を設定することで、受発注者双方にとって、適切に進捗を管理することが可能となることや、受注者としては、翌年度の支払限度額に応じた前払金の時期が明確になり、資金繰りがしやすくなることは理解できる。今後は、設定されていない工期の変更を行うのではなく、支払限度額に応じた出来高完成の「時期」を申し合わせるなどの改善をしたほうがよいと思われる。</p> <p>(なお、同課内の他の工事についても、同様のケースが散見されている。)</p>	<p>(措置済)</p> <p>これまでの各年度支払限度額の工期変更通知を廃止し、支払限度額に係る出来高予定額の完成時期についての協議書を契約の相手方に送付して、承諾書を受取することとしました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号17. 主要地方道野崎宿線道路改良工事（(仮称)茂木トンネル）】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 222	道路建設課 会計課	<p>(1)入札保証金について（意見） 長崎県は長崎県財務規則第94条により、一般競争入札の際は入札保証金を納めさせることになっている。しかしながら、同第96条により一定の場合には入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができるとしている。</p> <p>（入札保証金） 第94条 契約担任者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、公有財産の売却に係る入札で予定価格を事前に公表するもの（公有財産売却システムに係る入札を含む。以下「公有財産売却特例入札」という。）については、入札保証金を予定価格の100分の10以上の額とすることができる。</p> <p>（入札保証金の納付の免除） 第96条 契約担任者は、第94条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 （2）令第167条の5第1項の規定により知事が定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないとき。 （3）入札に参加する者が、官公署又はこれに準ずる公共的団体であるとき又は電気、ガス若しくは水の供給を行う者であるとき。 一部改正〔昭和40年規則53号・平成12年68の4号・17年38号〕</p> <p>今回の入札においては第96条（2）により入札保証金が全額免除となっている。 このことに関して、同条96条では「入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる」となっており、免除の場合、全部免除するかまたは一部免除するかの基準はどのように運用されているかを県の担当者に確認した。 会計課からの回答によると一部免除というケースはなく、「又は一部」の部分については運用されていないとのことだった。</p> <p>入札保証金の全部又は一部免除については予定価格が大きくなるほど、全部免除の場合と一部免除の場合との違いによる金額が大きくなるので、運用上の基準を明確にすべきと考える。</p>	<p>（その他）</p> <p>「入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる」という規定は、平成12年の国の通知によります。入札保証金の一部免除の運用基準を定めるかどうかについて、平成27年4月に各都道府県の状況を調査した結果、一部免除の運用基準を定めている都道府県はなく、一部免除の実績がないか又は一部免除を行う場合も個別の契約案件ごとに判断していると聞いております。 このようなことから、本県においても一部免除の運用基準を制定することは困難であると考えております。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号18. 一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)3号トンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 224	道路建設課	<p>(1)工期の変更に係る議会への情報開示について（意見）</p> <p>当該工事の工事期間は、平成25年3月22日から平成26年9月22日までの550日間であったが、下記変更理由書に示す理由により、平成27年3月30日まで189日間延長し、739日間に変更している（契約変更請書：平成26年7月25日）。</p> <p>道路整備によって、浸水が懸念される地区との排水対策についての協議に不測の日数を要した。また、当該トンネルの掘削に着手したところ、周辺地山からの浸水が著しく、ポンプによる排水処理を行いながらの作業に不測の日数を要した。</p> <p>以上により、平成25年度支払限度額工期を平成27年2月27日まで延長する。また、これに伴い本工事の工期を平成27年3月30日まで延長する。</p> <p>当該契約は、平成25年2月定例会において審議が行われている。</p> <p>当該契約の基本的な事項については、平成25年3月4日の環境生活委員会において説明され、適否の判断がなされている。委員会説明資料においては、工事箇所、工事内容、契約の相手方、契約金額、工期、契約の方法等が示されており、当該契約の工期は当然ながら「550日」と変更前の工期が示されている。</p> <p>確かに、現行では、工期について議決事項としていないため、変更の議決は必要ではない。しかし、審議の説明資料として示した内容を変更するものであることを考慮すると、工期を変更した旨及び理由については、議会に対し情報開示を行うべきであったと言えることから、今後適正な情報開示へ向けて検討を要すると思われる。</p>	<p>（その他）</p> <p>契約の締結に関する議決については、「契約の目的、方法、金額、相手方等」を明記すればよい（行政事例 昭和25.12.6）とされていることから、工期は議決事項ではないものと解しております。</p> <p>環境生活委員会の補足説明資料として工期を記載したものを提出していますが、変更があっても改めて情報開示はしておりません。</p> <p>工期については、あくまでも補足説明として環境生活委員会に示したものであり、変更があったとしても情報開示は要しないと解しており、今後も現状の取り扱いとさせていただきます。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号19.一般県道唐崎峠線道路改良工事(ハトキトンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.226	道路建設課	<p>(1)適正な情報開示(契約の目的)について(意見)</p> <p>地方自治法第96条に規定されている議会の議決に付すべき契約・財産の取得及び処分については、その金額等において重要な事件であり、当然に審議は慎重に行わなければならない。当該契約等の事務手続きは当然であるが、決議が適正に行われるよう、執行機関である県側が、議会に対して契約の目的等適正な情報開示を行い、説明責任を果たしているかも同様に重要である。</p> <p>平成25年3月4日に開催された平成25年2月定例会議環境生活委員会の議事録を閲覧したところ、本議案の質疑応答等は行われておらず、本議案については補足説明資料を配付していることが言及されている程度である。</p> <p>その補足説明資料である「平成25年2月定例会議 環境生活委員会説明資料」及び「平成25年2月定例会議 環境生活委員会課長補足説明資料」においても、契約(事業)の目的に関する記載は見当たらなかった。</p> <p>道路建設課担当者によると、事前に資料を提示したうえで説明を行っており、契約(事業)の目的は当然に議員も認識しているとのことである。また、本議案工事の目的、必要性は上記工事概要に記載の通りであり、それらを否定すべき合理的な理由も見当たらなかった。</p> <p>しかしながら、他の議案では補足説明資料に目的を記載した資料を添付しているものもあり、また、行政事例は「議案には工事請負契約書を添付する必要は別がない」が、「契約の目的、方法、相手方等を明記すればよい」としていることから(昭和25年12月6日自行発代319号佐世保市議会事務局長宛・行政課長回答)、議会に対して適正な情報開示を行い、説明責任を果たしたという根拠を残す意味でも、議案もしくは補足説明資料に契約(事業)の目的を明記すべきと考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>補足説明資料の中で「契約の目的」が示されていないものがあったため、平成27年2月議会から、すべての補足説明資料に「契約の目的」を記載した工事概要を添付しております。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号20、長崎港防災安全対策工事(3工区)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 228	港湾課	<p>(1)不適正な部分払い処理について(結果)</p> <p>当該工事については、平成26年4月3日付けにて部分払いが行われている。当該部分払いについては、部分払金の支払時期までに、労務単価の訂正など設計変更(増額)となる事由が発生していたが、請負金額の増額変更契約を行うためには議会の承認を得る必要があるため、その手続きを踏まず、契約金額の変更を行わないまま内部的な設計価格のみを変更積算し、その変更積算した額に基づき部分払金の額を計算して支払いを行っていた。</p> <p>当該工事の契約においては、部分払金の額は請負金額を基に計算するとされており、請負金額の変更を行っていない段階では、内部的に設計変更した価格ではなく、当初契約した請負金額を基にその計算を行わなければならないため、部分払い金の過払いが生じていることになり不適正である。</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成27年4月17日「港湾関係事業担当者会議」において関係職員への周知を行いました。今後、部分払いが発生する場合は、適切な処理を行ってまいります。</p>	
p. 228	港湾課	<p>(2)工事内容変更に伴う議会への説明責任について(意見)</p> <p>工事担当者によれば、当該工事は工事範囲を増減することにより工事量の調整が効く内容であり、別工事として又は次の工区としての工事に上乘せし発注することも可能であったため、当初より増額事由が生じた場合は減工設計し、契約金額を変えないことも想定していたとのことであった。結果的に、本工事では工事量を減らして減額を生じさせ、設計金額の増額減額によるプラスマイナス0(ゼロ)ということで請負金額は変更されていない。</p> <p>予定していた工事数量の変更は、当初において想定し得なかったことが発生した場合や工事着工後に変更することによって改めて工事の進捗・効率性が格段に増すことが判明した場合(このような場合は当初計画が甘いと言わざるを得ない)などやむを得ない場合を除き、安易に行うべきではない。</p> <p>本工事はある一定の範囲まで工事を進めておく必要があったため計画し発注しているものであり、このように数量変更(減工)することは、議会で承認を得ている工事である以上、再説明が必要であったと思われる。</p>	<p>(その他)</p> <p>「契約金額内の増減のみで総額に変更がないときは議会の再議決は一般的に不要である。」(S45.6.22行政実例)とあることから、契約金額に変更が生じない工事については、再説明は要しないものと考えております。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号21. ストラドルキャリア取得】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.230	港湾課	<p>(1)根拠なき条例の弾力運用と、償還財源が見込めない県債の起債について(結果) 当該ストラドルキャリアの取得については、その取得に係る支出、及び取得財源となる県債の起債について「港湾施設整備特別会計」に計上されている。</p> <p>地方財政法及び同施行令において、次のように規定されている。</p> <p>地方財政法 (地方債の制限) 第5条 地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>(1) 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合 (2) 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。) (3) 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合 (4) 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合 (5) 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合 (地方債の償還年限) 第5条の2 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。 (公営企業の経営) 第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五号の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。</p> <p>地方財政法施行令 (公営企業) 第46条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 水道事業 (2) 工業用水道事業 (3) 交通事業 (4) 電気事業 (5) ガス事業 (6) 簡易水道事業 (7) 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。) (8) 病院事業 (9) 市場事業 (10) と畜場事業 (11) 観光施設事業 (12) 宅地造成事業 (13) 公共下水道事業</p> <p>以上より、受益者負担の原則の下、港湾施設整備特別会計は、独立採算を求められている。</p> <p>そのような特色から、当該ストラドルキャリアの取得財源である県債の起債についても、その償還については、当該港湾施設整備特別会計の経営に伴う収入(ストラドルキャリアの使用料収入)をもって、その償還財源としなければならないと言える。 ストラドルキャリアの使用料に関しては、長崎県港湾管理条例により、1台1時間までごとに17,630円と規定されている。 当該起債の説明資料である収支計算においては、次のように記載してある。</p> <p>【監査結果報告書231頁参照】</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成27年10月より、使用者からの申請に対して港湾管理条例第17条第2号による使用料減免措置を実施済みです。 起債の償還については、これまでの起債制度においては、償還期間内の減価償却費を超えた不足分を他会計からの繰入で補い、補った分を耐用年数以内での使用料で賄う制度となっており、地方公営企業法17条の2-2で認められているものであるため、支障はないと考えております。 なお、償還年数の問題については、平成27年1月14日付けで財務省理財局により、平成27年度以降の起債貸付は機器の耐用年数と起債償還期間が一致するよう変更となったことから、今後この問題は生じません。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号21. ストラドルキャリア取得】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		<p>このように、十分に採算が取れるとの予測により起債されている。ここで、当該2台のストラドルキャリアを整備し、使用が始まった平成26年度（監査時点における平成26年11月まで）と、旧ストラドルキャリアを使用していた平成25年度における、使用料の推移を確認してみる。</p> <p>【監査結果報告書231頁参照】</p> <p>以上のように、2基体制となった平成26年度においても、実績では年換算で500万円にも遠く及ばない使用料収入となっており、起債時に予測・説明した年間使用量収入予定額11,001,120円の4割程度に止まっている。このままでは、公営企業償還に30年以上を必要とし、法定耐用年数である17年を優に超過することとなり地方財政法に反することとなる。</p> <p>何故、このように収入予測に乖離が生じているのか理由の確認を行った。収入推移を見ても分かるように、平成26年度においても月平均の使用時間は20時間程度であり、週3便の月4週と考えると、2基合計で1日平均1.7時間程度しか稼働していないことになるが、各日のコンテナ量から推測するに、とてもそのような時間ではコンテナの移動は不可能と考えられる。</p> <p>このことについて、港湾漁港事務所において担当者へヒアリングを行った。説明によると、実際には、ストラドルキャリアの実稼働時間の内、コンテナを掴んでいる時間のみを使用時間としてカウントし、使用料を算定しているとのことであった。</p> <p>つまり、コンテナ移動のために、当該コンテナへ向かって移動している時間はカウントせずに、コンテナに到着し、実際に掴んで移動し、目的場所へ降ろすまでの時間のみをカウントしていることになり、総合的に考察すると、実稼働時間の約半分の時間と考えられ、実稼働時間通りに使用料を算定した場合には、収入予測と遜色ない金額になると言える。ストラドルキャリアの使用料として条例に定められている金額は、使用料であることから、当然に実稼働時間により算定を行うべきであることは言うまでもない。</p> <p>このような取扱いを行っている理由については、荷役機械の使用料を抑えることにより、港湾事業振興に寄与させるためであり、以前よりこのような算定方法で使用料を徴収していたとのことであるが、当該取扱いを定めた公文書や当該算定方法を指示した課内の通知等は一切存在していない。</p> <p>ここで問題なのは、条例に定められているにも関わらず、何の根拠も持たず現場の運用により使用料の算定をし、結果的に減免措置を勝手にやっていることであり、条例の意図に反する取扱いを行っている事を鑑みると、明らかに条例違反であると言う他ない。</p> <p>また、起債の償還に関しては、実際に借り入れた元利償還額と比較し、貨物量の推移見込みから耐用年数17年以内での償還は可能との回答がなされたが、実際の償還年数15年以内では返済できず、公営企業における経費負担の原則に反することになる。</p> <p>以上を踏まえ、早急に適正な措置を講じるべきである。</p> <p>（現在の起債制度は、実際の償還期間と耐用年数に基づく料金回収期間のずれが発生することとなり、償還期間内の不足する部分を他会計等から補うような制度設計がなされており、費用収益対応の原則からいえば課題もある。なお、平成27年1月14日に財務省理財局から発表された通知「財政融資資金の貸付条件の変更について」においては、設備等の耐用年数と起債の償還年数を合致させる旨の方向である。）</p> <p>使用料算定の根拠資料（参考）</p> <p>【監査結果報告書234頁参照】</p>		
p. 235	港湾課	<p>(2)公営企業における会計の透明性の確保について（意見）</p> <p>県における議会議決案件において、現在、財産取得に係る財源に関しては、予算審議において議会への報告・説明等はなされているものの、財源が県債である場合には、その償還原資として予測している使用料収入で起債の元利償還が賄えるか、検証することが望ましいと言える。今後検証できる体制を整備すべく検討が必要と思われる。</p>	<p>（措置済）</p> <p>今後、契約案件を上程する議会において、使用料の徴収見込み等の説明資料を提示し、償還計画の説明を行ってまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号24.看護研究研修センター(仮称)等新築工事】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.237	医療人材対策室	<p>(1)議会審議における適正な情報開示について(意見)</p> <p>建替前の建物は、午前中から夕方までに授業を行う佐世保市立看護学校と夜間に授業を行う長崎県立の看護学校とで共用しており、施設については土地・建物共に長崎県の所有となっていた。</p> <p>今回新築される建物は、新築後は長崎県の看護研究研修センター(仮称)となる1階部分と、佐世保市立看護学校となる2、3階部分の区分が明確になること、そして今後の運営の経費負担等の問題も考え、土地については従来そのまま長崎県の所有であるが、1階の看護研究研修センター(仮称)部分については長崎県の所有、2階の佐世保市立看護学校部分については、佐世保市の所有となる見込みである。ただし、建築工事は長崎県が契約主体として行うこととなっている。</p> <p>財源の負担については、全体の半額を長崎県の基金である地域医療再生基金より充当し、残りの半分については、1階の看護研究研修センター(仮称)部分は、全額長崎県が負担。2階、3階の佐世保市立看護専門学校部分については、長崎県が2/3、佐世保市が1/3の負担との説明が議会に対してなされている。正式には、長崎県と佐世保市との間での「看護研究研修センター(仮称)・佐世保市立看護専門学校」の整備に関する覚書」第4条～第6条により、「看護研究研修センター(仮称)」と「佐世保市立看護専門学校」それぞれの整備に係る費用を面積按分にて算出し、これを上記割合により負担することとされている。</p> <p>当該事業の推進に当たっては、議会及び文教厚生委員会において、その趣旨から契約、財源の負担等について議論が重ねられている。ただし、この建築に係る議会議事録並びに議会への説明資料を確認しても、新たに建築される建物が、長崎県と佐世保市のそれぞれの登記となることの具体的な説明が見られない。</p> <p>同じ建物で施設の設置者が異なる場合、区分所有されていることが一般的であり、また、県立佐世保看護学校のあり方検討や建設候補地の検討など「看護研究研修センター(仮称)」及び「佐世保市立看護専門学校」を建設するに至るまで、長年にわたり様々な議論があったことを踏まえると、過去において口頭で説明がなされた可能性を否定するものではない。</p> <p>しかし、議会が区分所有について認識しているとの判断が仮にあったとしても、所有権の形態がこれまでと異なる形態となることを丁寧に説明した上で、その後の議論を進めることが望ましかったと言える。</p> <p>この点について、議会に対する説明が不足している部分が生じていたと考えることから、計画当初の段階で説明資料等に区分所有について記載するなど、後世の人がわかるように記録として残すべきであったと考える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>今後は説明資料等において、より丁寧な説明を行ったうえでご審議いただけるよう努めてまいります。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号25、長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室の校舎取得】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 239	教育環境整備課	<p>(1) 契約書未作成について（意見） 県の事務において、通常財産の取得時には契約書を作成し双方取り交わしを行う。 当該契約書の作成については、県における財務規則において以下のように規定されている。</p> <p>（契約書） 第108条 契約担任者が、契約をしようとするときは、おおむね次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約の目的 (2) 契約金額 (3) 履行期限及び契約保証金に関する事項 (4) 契約履行の場所 (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (6) 監督及び検査 (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (8) 危険負担 (9) かし担保責任 (10) 契約に関する紛争の解決方法 (11) その他必要な事項 <p>（契約書の特例） 第109条 250万円をこえない指名競争契約又は随意契約を締結する場合には、請書又は承諾書をもって前条の契約書に代えることができる。 2 前項の請書又は承諾書には、契約書の例に準じ、必要な事項を記載しなければならない。 （契約書の省略） 第110条 次に掲げる場合においては、特に理由のあるものを除き、前2条の規定を適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 100万円を超えない指名競争契約又は随意契約を締結するとき。 (2) せり売りに付するとき。 (3) 物品売払の場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。 <p>このように、契約書を作成し取り交わす趣旨としては、当該契約についての権利義務関係に関する当事者間の合意内容を明らかにすることにあり、当然に履行遅延時の対応等、リスクに対する事項も織り込まれる。</p> <p>今回、分教室取得に関して監査を行った結果、通常作成すべき契約書が作成されていなかったことが判明した。 理由としては、当該分教室取得が、五島市において一体整備を行い、県は負担金を支出する事務であるため、一体整備に関する覚書及び工事費等の負担に関する協定書の作成により、契約書の作成に代えたとのことであった。 確かに、当事者間の合意内容を明らかにすることが契約書の機能と考えれば、必ずしも契約書と言う形式にこだわる必要はないと言える。 しかし、今回、一体整備されている福江小学校校舎部分の完成が遅延し、分教室建物の登記が完了していないこと及び覚書・協定書においてリスク対応事項が織り込まれていなかったことを鑑みれば、当該事項まで織り込まれている契約書の形式により作成し、取り交わしを行っていれば、予定通りに登記が完了しない事に関する責任の所在を明らかにすることができたと考えられる。</p> <p>今後は、一体整備による負担金の支出により財産を取得する場合においても、通常の財産取得時と同様に、契約書を作成し、取り交わしを行うことが要と言える。</p>	<p>（措置済）</p> <p>今回の財産取得では、契約書に代わるものとして、覚書及び協定書を交わすことにより適正に処理したものと考えておりました。 今後、同種の財産取得がある場合は、通常の財産取得時と同様に、契約書を作成のうえ契約を締結することといたします。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号26. 一般県道諫早外環状線道路改良工事（(仮称)2号トンネル）】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 241	道路建設課	<p>(1)年度ごとの支出負担行為の決裁について（意見） 県出納局が発行している「財務会計事務の手引（平成22年3月）」の73ページに、支出負担行為の内容及び形式に関する特例的な扱いとして、下記のとおり記載されている。</p> <p>債務負担行為の手続き 契約時には、全体金額の支出負担行為決議を手書きで起案する。 同時に初年度支払限度額の支出負担行為決議書を財務オンラインシステムで作成する。 決裁は、の全体額で行い、の決裁欄を斜線で抹消する。 初年度中の変更、支払は、により行う。 次年度当初、支払限度額の通知を行うときに、当該年度の支出負担行為決議書を端末機で作成し、決裁欄を抹消する。 以下と同様。</p> <p>議会の議決を要する場合の手続き 仮契約のための支出負担行為決議書を端末機により作成し、決裁を受ける。 仮契約日を支出負担行為決議書の整理日（仮契約日と付記）に記入する。 議会の議決により、本契約日を支出負担行為決議書の整理日（本契約日と付記）に と併せて2段書きする。</p> <p>当該案件についても、この特例的な扱いにしたがって、平成25年度から平成27年度の全体金額により仮契約締結何及び債務負担行為決議書をワードファイルで作成起案し、決裁を受けており、財務会計システムに入力し作成した初年度支払限度額分の支出負担行為決議書については、決裁を受けていない（取扱者欄の押印のみで、決裁欄は抹消している）。</p> <p>また、当該案件は、その後の支払限度額の増額、減額、繰越においても同様に、財務会計システムに入力作成した支出負担行為決議書の決裁は受けていない。</p> <p>このように、財務会計システムに入力した金額等の情報については、取扱者以外の者によるチェックがなされないこととなっている。このため、入力内容に誤りがあったとしても、その時点においては発見されない可能性が高くなる。</p> <p>確かに、入力が誤っていたとしても、結果として支出命令時において入力内容の誤りは発見される可能性が高い（いわゆる発見的（事後的）統制活動）。しかし、入力内容の誤りは適時に発見することが望ましい。</p> <p>したがって、内部統制でいうところの予防的（事前的）統制活動として、財務会計システムに入力した年度ごとの支出負担行為についても、チェックできるような取り扱いとすることが望ましい。</p> <p>なお、当該内容は、（仮称）3号トンネル及び4号トンネルにおいても同様である。</p>	<p>（措置済）</p> <p>債務負担行為にかかる「仮契約締結何及び支出負担行為決議」については、財務会計システムで複数年度の入力ができないため、手書きで作成した全体金額（複数年度分）の支出負担行為決議書で決裁を受けております。</p> <p>年度ごとの決議書は、既に決裁をうけた全体金額に伴うシステムの入力作業であることから、あらためて決裁を受ける必要はないと解しますが、予防的統制活動という意味で、チェックできる体制を整えるため、年度ごとの支出負担行為を班長まで供覧することいたしました。</p>	

平成26年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

議会の議決に付すべき契約等の検証について

【整理番号28. 主要地方道有川新魚目線道路改良工事((仮称)広瀬トンネル)】

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.243	道路建設課	<p>(1)契約変更理由について(結果)</p> <p>工事において請負代金が減額となる場合については、変更の理由が減額となる内容のものばかりではなく、減額と増額とを差し引きした結果、減額となることもある。</p> <p>当該工事における内部稟議では、減額の理由の一つとして「当初掘削残土については処分場にて搬出する予定だったが、施工途中において長崎港湾漁港事務所発注の盛土材に使用することになった為、残土処分場への処分費が不要となった。また、運搬先が現場から仮置き場(小串港)までに変更となり運搬距離が短くなることにより減工となる。」が掲げられている。しかしその一方で、仮置き場(小串港)において敷鉄板代金が新たに発生したり、残土の重みによる地盤沈下が起こり、その復旧工事も新たに行われていたりして、当初想定しなかった工事費の増額も新たに発生しているが、この増額については減額変更の理由には掲げられていない。</p> <p>当該工事の請負代金の減額変更は、そもそも議会の承認手続きを失念しているためその理由を議会に説明してはいるが、仮に減額変更の場合であっても、新たに設計すべき事由が生じ増額設計している工事項目が含まれている場合は、議会に対して当然にその増額内容についての説明も行わなければならないと言える。</p>	<p>(措置済)</p> <p>減額変更については、先例により議会に諮る必要がないものと判断していましたが、今回の指摘を踏まえ、平成27年2月議会から、減額変更についても議会に諮ることとし、主要な増減理由についても説明をしております。</p>	